

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成25年11月15日 午前10時
富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午前10時00分

出席委員(13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	斎藤紀明君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参事事務課長兼生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長(併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事事務課長兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	林志信君

いわき支所長	林	修	君		
参事官 大玉出張所長	松	本	哲	朗	君
総務課 兼課長	菅	野	利	行	君
生活環境課 兼課長	渡	辺	弘	道	君
生活支援課 課長	三	瓶	雅	弘	君

職務のための出席者

議長	塚	野	芳	美
事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

説明のため出席したもの

【文部科学省】

研究開発局 原子力損害賠償 対策室室長代理	田	口	康	君
-----------------------------	---	---	---	---

【環境省】

福島環境再生 本部本部長	高	橋	康	夫	君
福島環境再生 事務所放射能 汚染廃棄物 対策課課長補佐	近	藤	慎	吾	君
福島環境再生 事務所放射能 対策課専門官	若	松	佳	紀	君
現地災害対策 本部福島県内 支援チーム	秋	月	祐	司	君

付議事件

1. 原子力損害賠償紛争審査会による東京電力福島第一原発事故の損害賠償指針の見直し（案）について
2. 東京電力（株）福島第二原子力発電所の今後の方向性について
3. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名、全員であります。説明のための出席者は、町長、副町長、総務課長、生活環境課長ほか各課課長の皆さんであります。また、本日は説明のため、文科省より原子力損害賠償対策室室長代理、田口康さんにおいでいただいております。職務のための出席者は、議長、事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたします。本日の委員会は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、公開にすることに決しました。

それでは、ここで本委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。きょうは、原子力発電所等に関する特別委員会、まことにご苦労さまでございます。

先日皆さんは、もう既に報道等でご承知のことだと思いますが、13日に大島復興加速化本部長が郡山に見えられて、そして我々12被災市町村に今回の原子力災害によって今まで国が示してきたものの見直し案等について説明がありました。その中でも今回原子力損害賠償というものについても、手厚く皆さんに寄り添っていきますよというような話をされたわけですが、これは困難区域に限った話ではございませんので、どうぞ一律に底上げをお願いしたいということを私のほうから言わせていただきました。そういうこともありますて、きょう皆さんのが付議事件ということでこれらについてのお話があるのだと思いますので、実りある委員会になりますことをご祈念申し上げまして、挨拶といたします。

なお、私この後県の福祉大会がありますので、そちらにも出席を予定しておりますので、途中で中座することをお許し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

1、原子力損害賠償紛争審査会による東京電力福島第一原発事故の損害賠償指針の見直し（案）についてを議題といたします。

なお、説明出席者につきましては、お手元に配付した名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

まず最初に、原子力損害賠償対策室室長代理、田口康さんよりご挨拶をいただき、その後説明をお

願いいたします。

室長代理、田口康君。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 文部科学省の原子力損害賠償対策室の室長代理やっております田口と申します。

本日は、指針の検討状況につきまして説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。我々文部科学省、原子力損害賠償法に基づいて、これは原子力損害賠償紛争審査会というものを運営してございます。これは、役割2つございまして、1つは今回の事故に係る損害賠償、東京電力が賠償すべき損害賠償の範囲について、その一般的な指針をつくるというのが1つでございます。

それからもう一つは、原子力損害賠償紛争審査会の機能として、今ADRと言っていますが、郡山にも事務所を置かせていただいてございますが、被害者と東京電力の間の和解の仲介をするというこの2つの仕事をさせていただいてございます。

本日は、1つ目のその紛争審査会におきます指針、追加的に今検討してございますが、その検討状況についてご説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、よろしゅうございますでしょうか。資料に基づいてご説明をしたいと思います。

資料のほうに審査会における指針の検討状況についてという本日付の紙がございます。この1枚めくっていただきますと、これ先般10月25日に、これは第36回の紛争審査会でございますが、開催してございまして、そのときの資料をもとに本日は説明をさせていただきたいと思ってございます。

この中の配付資料のところに太い括弧で囲ってございますが、住宅の賠償、それから避難指示の長期化に伴う賠償の考え方、それから避難指示解除後の相当期間についてということで、大きくこの3点について今紛争審査会で検討してございます。それを最後、資料5というところにございますが、中間指針の第四次追補という形で最終的に年内には新しい指針を決定したいというふうに考えてございます。

それでは、1つずつ中身に入らせていただきます。まず、3ページでございますが、住宅の賠償についてということでございます。これからご説明を申し上げますが、この資料そのものは、最初に書いてございますように、まだ検討中のものでございますので、これから我々既にもうこの資料の手直しを能見会長等と委員と相談しながら進めているところでございますので、細かいところはまだこれから変わってくると。しかし、大筋は恐らくそんなに変わらないと思いますので、その大筋、ポイントを中心に説明をさせていただきたいと思ってございます。

まず、1の基本的考え方のところでございますが、住宅の賠償については、これは24年の3月に中間指針の第2次追補で不動産の賠償についての考え方出したわけでございますが、あくまでも財物に対する損害の賠償ということでございましたので、その後東京電力が賠償を実際開始しても、結局特に古い、築年数の古い住宅を持っている方などは評価が非常に低くなって、例えば改修とか建てかえ

とかあるいは帰還困難区域で移住をされるような方がほかのところで家を建てるということができないと。したがって、その財物賠償を超えるような形で損害賠償を何か考えていかないとなかなか被災者のほうが新しい生活を始められないということで、この夏から検討を開始しているわけでございます。

それで、今申し上げたものが大体（1）のところに書いてございまして、この基本的考え方の（2）でございますが、「このため、」のところにございますが、移住を余儀なくされる場合あるいは帰還する場合、このときに住宅を修繕あるいは建てかえあるいは新しく取得という形でその住宅の確保に要する費用と、これを、これは仮称になってございますが、住居確保損害として、従来の財物、不動産に対する賠償とは別の損害として考えていこうというのが基本的な考え方でございます。

それで、具体的な費用の項目について、次の2. のところに書いてございますが、（1）が中心的な内容になってございます。住宅の取得、修繕に要する追加的費用ということで、今現在東電が行っているその賠償あるいは審査会が以前の指針で示した賠償は、やはり住宅の財物として賠償するということでございましたので、事故時の財物としての客観的な価値がある意味では上限になっていたわけでございます。これについて、そこを超える部分について実際にその修繕、建てかえあるいは新しい住宅の取得に必要な費用を新しく損害賠償、賠償すべき損害として認めていくという考え方でございます。

①のほうは、移住を余儀なくされる場合において、その移住先で新しく住宅を取得する場合、この現在東電で行われている財物賠償の額を超える部分の追加の部分について、この範囲が問題になるわけでございますが、これは後から出てまいりますが、必要かつ合理的な部分の額を賠償しましょうということでございます。

それから②のほうは、帰還に当たって、これは修繕あるいは建てかえも含めて、行って住宅を復旧、回復するときに必要な額について、財物賠償では足りない部分について追加的に賠償をしましょうというのがこの（1）の住宅取得、修繕に要する追加的費用ということでございます。

4ページ見ていただきますと、（2）のところに、これは帰還の場合ではなくて、移住の場合になってまいりますが、例えば双葉地方から実際に移住を余儀なくされて例えばいわきとか郡山とか、そういうところに避難をされるときに、どうしても宅地の単価が変わってまいりますので、ここの宅地を取得するのに要する費用というのもやはり一定額は賠償の対象にしていこうという考え方でございます。

それから（3）は、これは戻る場合になりますが、との住宅、帰還の際に建てかえが必要であれば建てかえの費用の一環と見ることもできますが、当然との住宅の解体費用というのも賠償の対象であろうということでございます。

それに加えまして、（4）の登記等の諸費用でございます。

こういったものを基本的に審査会の現地調査あるいは福島での開催、こういったものを通じて地元

からいただいたご意見、ご要望、こういったものを踏まえて、今こういう形になってございます。

それで、4ページ目、5ページ目は若干わかりにくくなるのですが、かいつまんでご説明をさせていただきます。今財物価値を超える追加的な部分について、ではどれだけ一体その賠償をするのかということが問題になってまいります。その際に、今4ページの3の（1）に書いてございますものは、これは住宅新しく取得するにしても修繕するにしても、特に築年数が古い場合は、今東電の基準だと築48年でもとの価値の20%ということで、そこまで減価償却することになってございますが、これでは修繕あるいは新しい住宅の取得というものはできないので、ではどこまで回復させるのかということです。これ公共用地の取得の基準を見てみると、ダムなんかでやはり同じように住宅について補償をするわけですけれども、この場合大体築48年の住宅で新築時の50%ぐらいが補償をされているという実績がございます。こういうものを見ながら、考え方としては損害賠償でございますので、補償よりはやはり水準を高くしなければいけないのではないかというような考え方になってございますが、そこで下から3行目にございますが、新築時点相当の価値の60%から80%を最低水準としましょうということで今検討を進めてございます。実際60%にするとか80%にするかというのは、まだ議論が集約されてございません。いずれにせよ公共用地の取得の補償の基準よりは高いものにしていこうという考え方でございます。

これ考え方としては、築48年になると、今財物の価値としては20%まで来て、あともう古いものずっと20%なのですが、ここを60%から80%に上げますので、それより新しいところもそこに応じて上がっていくという格好になります。それが右側の5ページの注1のところに書いてありますが、築年数が48年以上の住宅において60から80の新築時の60%、80%まで価値を戻してやるというのは、この辺ちょっとわかりにくいのですが、新築時点相当の価値とその当該住宅の20%という価値と100%の間のちょうど60%であれば40%分戻すことになるので、差が80%あったものを半分戻すことになりますし、80%まで持っていくと4分の3まで75%戻すということになってまいります。この辺をどういった水準にするかというものについては、これから審査会の中で最終的にここの数字を決めていくことについてございます。

それから、次が5ページの（2）の宅地の取得でございますが、これは移住を余儀なくされる場合ということで、移住される方についてということでございますが、宅地の取得についてやはり単価の違いの部分はある程度差額を賠償をするという考え方になってございます。ここも差額を、考え方として、土地でございますので、単価もございますし、広さもございます。この中でどういうふうに考えるかといいますと、これは大変申しわけない、読んでもなかなかわかりにくいのですが、広さについてはさすがにどんなに広くても差額全部見るというわけにはいかないので、やはり標準の面積を仮定してやっていきましょうと。つまり標準面積の分については差額を認めましょうという考え方になってございます。これは、具体的には今ADRのほうで例えば双葉から東京に移住をした方がいらっしゃって、移転した方がいらっしゃって、当然土地代の差額は物すごくあるのですが、ただそれを全

部東京の都心の地価を見るというのはあれなので、いわきの平均的な土地の単価のところまでかつ300平米までは差額を認めましょうというようなそういう考え方で今和解案をつくっているというのもございまして、基本的にはそういう考え方で今この指針のほうもつくろうということになってございます。そのとき差額の全部なのか、それとも先ほども住宅のところで新築価格と事故時の価格の間を全部埋めるのではなくて、半分なり4分の3埋めるという考え方になっていますが、それと同じようにある一定割合埋めていくのかと。ここについて、今まだ議論をしているところでございます。

それから、次の（3）の解体費用につきましては、これは帰還の際にもとの住宅の建てかえが必要であれば、当然解体費用も賠償の対象であろうということでございます。

それから、（4）の登記等の諸費用も当然賠償の対象であるという整理をしてございます。

それから、6ページ以降は若干技術的な部分も出てまいりますけれども、要はまずどの時点でその賠償が行われるかということなのですが、これは基本的には損害、今回の住居確保損害というものはもともとあるものではなくて、やはり被害者が新しく住宅を取得しようとしたときに追加的な費用がかかって、それを損害とみなしますので、基本的には実際に経費が発生したときが賠償の時点ということになりますが、この6ページの4. のところでは、ただそれではちょっとあれなので、事前に概算で賠償する等の柔軟な対応が必要だということを4. で書いてございます。

それから5. のところは、移住をした、区域外で住宅を取得された方が将来、これは具体的に帰還困難区域を想定してございますが、区域が解除になって戻られるときにどうするかという話がございます。ここ今書いてある内容について、大分ちょっと議論が変わってまいりますので、本日はちょっとあえてご説明は申し上げません。ただ、いずれにせよ、先ほどから移住、移住と言っていますが、結局区域外に住宅を取得されて、そこに転居をされて住んでいても、実際もとの区域が解除になったときに帰る人もいれば、恐らく帰らない人もいると。しかも、移住をする時点では、帰るか帰らないと恐らく決められないと思うのです。したがって、後の避難の長期化の損害の考え方でもありますが基本的に移住といったときに、これは永久に移住するというだけではなくて、いわゆる長期避難的なそういうものを含めて今移住という言葉を使ってございます。その場合に、では何年かたってその区域が解除になって戻ったときに、ここでもう一回賠償というものが受けられるのかどうかというのは、今議論をしているところでございます。だから、基本的に今土地の差額も含めて、外に、前の住宅と同等の住宅が建つような賠償をするわけでございますから、そのときにもう一回戻るからといって戻ったときにまたもとの家の賠償ということになると、家が2軒建ってしまうことになりますので、そこについては今後考え方を詰めていかなければいけないということでございます。

それから6番は、帰還が遅れる者の扱いというものがございますが、これも非常に悩ましいところでございまして、この帰還が遅れる者という表現とてございますが、これは具体的には居住制限区域とか解除準備区域で解除になつても帰還をされない方、これは実際アンケート調査でもかなり帰還するつもりがないという方がいらっしゃいますので、この方たちをどうするかという問題がございま

す。先ほど移住を余儀なくされたというような言葉がありましたが、この範囲をどう決めるかというものとセットで、ここ 6 番の場合は必ずしも移住を余儀なくされるわけではないけれども、だけれども戻らないという人。先ほどからの考え方だと、戻る方は帰還したときに実際家を修理したりして経費が発生したときに賠償されるというのが今回の考え方でございますので、戻らないと賠償自体が受けられないということになって、これもまた不公平でございますので、戻らないとしてもとの家の修理代に相当するものはきちんと賠償されるように少なくともしなければいけないというのが今 6 番のところに書いてあることでございます。この問題は、もうちょっといろいろ移住をせざるを得ない人の範囲の定義の問題とか、こういうものとあわせて少し突っ込んだ議論をこれからしていかなければいけないというふうに認識しています。

それからあと 7 番は、これは持ち家、住宅を持っていなかった方についての住居確保損害ということで、ここについては次の 7 ページのところにございますが、これも公共用地の取得の基準のほうに借家人の方のやつがございまして、それが注 2 に書いてありますが、借家人が支払う、移住した場合、もとのところはどこかされてしまうわけなので、新しく支払う礼金、礼金というものはもう払っておしまいでございますが、それから敷金は戻ってくるのですが、それをデポジットしますから、その 10 年分の利息金利分、それからこれは済みません、ミスプリントでございまして、「または」と書いてあるのですが、これ「及び」でございます。それに家賃の差額の、今工業用地の補償では 2 年から 4 年、これは差額の額に応じて決まっているようでございますが、そういったものがございまして、これと同じような考え方で借家人の方に対する住居確保損害というものを決められないかということで検討しているということでございます。

それから、最後の 8 番のところは、これは恐らく富岡町の場合も非常に大きな問題になると思いますが、移住をせざるを得ない人はあれなのですが、帰ってくる方で建てかえが必要かどうかという判断というものは、かなり客観基準というものがそもそもどこにあるのかという話もございます。先日環境省のほうの調査みたいなものもあったと承知していますが、そういったところでこの建てかえが必要かどうかというところを判断するところの基準というか、判断をここでは今柔軟に判断することが求められるのではないかということだけ書いてございますが、ここについてもこれから指針でどこまでこれをあらわして、実際にどういう運用されるのかというのも考えながらこれからここも詰めていくということになってございます。

以上が住宅の賠償についてでございます。

それから、次の 8 ページ目からは、これは避難指示の長期化に伴う賠償の考え方についてという紙でございますが、ここは基本的には帰還困難区域についてどうするのかという話でございます。これも審査会を福島で開催したときの首長さんからのご意見、ご要望の中に結局帰還困難区域除染もまだ行われていないし、インフラ復旧、復興計画もないわけで、その解除の時期が全く見通しが立たないと。そういう中でやっぱり生活再建することになると、新しい生活をスタートするためには月

ごとに慰謝料10万円ということではなくて、ある程度まとまった形で先の分も賠償してもらって、それで新しく生活再建を図っていけるようにしてほしいというようなことがござい、ご要望としてあつたと承知してございます。それを踏まえまして、ちょうど……これはちょっと順番に説明させていただきますが、ここの考え方の整理をしてございます。まず、その慰謝料、精神的損害についてございますが、8ページの真ん中辺の1. のところございますが、先ほど基本的に帰還困難区域と申し上げましたけれども、この①、②のように避難指示解除時期の見通しすら立たず避難が長期化することが見込まれる区域として、今①、②の2つのカテゴリーを想定してございます。

1つは、これは帰還困難区域ですが、これ若干本格的な除染やインフラ復旧が実施されないなど避難指示解除までの見通しすら立たずという帰還困難区域。

それから②でございますが、帰還困難区域が大半を占める市町村における居住制限区域または避難指示解除準備区域で除染やインフラ復旧等が実施されない地域というような2つをあれしてございます。ここの書きぶれについては、原子力災害対策本部あるいは復興庁などにもいろいろ状況をお伺いしながら今詰めているところでございます。

ポイントは、その次の(2)に書いてございます。こういった区域に居住していた住民は、見通しのつかない長期間の避難を余儀なくされ、これ論理的には最終的に帰ってくるかもう本当に永久に帰れないかによって精神的損害の内容も違ってくるのですが、ただしそこにa、b、c今3つ書いてございます。先ほど申し上げたように、長期間の避難など最終的に帰還するか否かを現時点あるいはもう近未来で判断されること、判別することは基本的にはもう不可能でございます。

それからbでございますが、現在も自由に立ち入りができず、除染計画やインフラ復旧計画等もなくて、帰還の見通しが立たない状況においては、仮に長期間経過後に帰還が可能となつたとしても、この場合の移住はもう戻れないという意味の移住でございますが、移住を余儀なくされたものと同様に扱うことも合理的と考えられると。

先ほど申し上げたcのところで、これらの被害者が早期に今後の見通しをつけ生活再建を図るために、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償の考え方が必要なのではないかということで、9ページの頭にございますが、最終的に帰還するか否かを問わず、長年住みなれた住居、地域における生活の断念を見通しのつかない長期間にわたって余儀なくされた精神的苦痛ということで一括して賠償することとしてはどうかということでございます。

(2)のところは、若干技術的になりますが、今帰還困難区域は、これは一昨年になりますか、避難区域見直しの時点で5年分600万円の一括払いがされているわけでございますが、この指針がこれから出る時点においてその将来分というものは、この上の、この9ページの上で一括して賠償する精神的損害とはここはダブるので調整が必要であるということだけが書いてございます。

それからあとこれまで精神的損害、慰謝料の中に生活費増額分を含むとしていたのですが、ここをどういうふうに考えるかという問題もまだ論点として残っております。

(3) のところは、(2) 踏まえた上で、具体的にでは慰謝料、一括払いの慰謝料としてどれくらいの額が適當なのかということで(3) が書いてございます。

ちなみに、ここにこれ上記を踏まえた上で、避難指示の長期化に伴う損害額をどのように算定すべきか、その後参考すべき適當な裁判例や基準が存在しないと。これは、まさにそのとおりでございまして、全くございません。したがって、どう決めるかというのは非常に難しい問題です。一応前回事務局のほうで例えばというところで慰謝料の累計としては一般に最も高額であり、遺族間に配分される死亡慰謝料を参考とし得るかというものを出したのですが、これは委員の間では極めて評判が悪くて、次回の審査会の資料からはここは削除される予定でございます。

それから、2. のところは、避難費用としての宿泊費等についてというところでございますが、これは若干技術的な問題になりますが、先ほど住居確保損害ということで、例えば移住ができるような賠償というものを受けたわけでございます。そのときに避難指示は引き続き続いているわけですが、ただしその避難費用のうちの宿泊費というものは当然新しい家を手に入れた時点で基本的にはそこで終わるであろうということを一応書いてございます。

(1) は、そこの基本的な考え方を一昨年の中間指針第二次追補で書いたのですが、これを具体化するという意味で(3) と(4) がございます。(3) のところちょっと読ませていただきますと、従前の住居が借家であった者への宿泊費の賠償については、例えばということになりますが、住居確保損害の賠償を受けることが可能となった後は従前の家賃からの増額分が一定期間支払われるべきと考えて差し支えないか。なお、当該増額分は、住居確保損害において一括して賠償することも考えられると。

それから、従前の住居が持ち家であった者、(4) でございますが、への宿泊費の賠償は、事故前に居住していた不動産の全損の賠償及び住居確保損害の賠償、これを受けることが可能になった後住宅を購入し、転居することが可能になるまでの間賠償されると考えてよいかということで、理論的にはこういうことになろうかと思いますが、実際指針でどこまでこういうことを書くかということも今後検討されることになってまいります。

それから、10ページでございますが、10ページからは、これは具体的には今田村のほうで避難指示解除準備区域、ここを解除できるかどうかという協議が住民あるいは市、国との間でいろいろ検討がされていると承知しておりますが、そこに当たって、やはり避難指示が解除された後賠償の慰謝料あるいは避難費用というものはいつまで賠償されるのだということを審査会として求められておりまして、そこに対して答えるべく検討している部分でございます。ここについては、詳しくは申し上げませんが、11ページの5のところにいろいろ皆さん帰るに当たって、学校とか仕事とかいろいろ節目があることを考えると、やはり1年はとらないと皆さんが適當なタイミングというものを合理的に選択できないのではないかということで、1年を当面の目安とすることとしてはどうかということで今委員の意見が集約されつつあります、これもまだ最終的に決まったわけではありませんが。

ただし、12ページ、（3）にございますように、仮に今今回1年と決めるとしても、あくまでも今の田村の状況を見て目安としたものなので、今後状況に変更が生じた場合は、当然これは変えていくべきだということをあわせて書いてあるということでございます。

それからあと（4）のところでございますが、このところで、これは審査会の能見会長も非常にちょっと気にしていて、指針のところではどういう書き方をするかというのをあれしているのですが結局避難が長期化してきますと、皆さん避難先でそれなりに就労とかあるいは営業をされることになります。そうすると、避難指示が解除になって、もちろんどこで営業、就労しているかにもよるのですが、避難指示が解除になって帰還すると、また帰還することによって逆に営業とか就労が困難になってくるという状況が当然あり得るわけでございます。そういったところも営業損害や就労不能の賠償としてきちんと考えなければいけませんよということは、これから指針の中でも書いていくという方向で検討がされてございます。その見直しが今最後の（4）にございますが、ということでございます。

あと最後13ページ、14ページ、15ページは、最終的にその指針としてできたときのイメージとして書いてございますが、現状の部分、それから14ページに基本的考え方、それから15ページのところですが、今ご説明申し上げた住居確保損害あるいは避難費用及び精神的損害のところで相当期間あるいは慰謝料の額について、この目次立ては大体こんな感じになるであろうということでとりあえず提示されているものでございます。

とりあえず審査会における指針の検討状況については、説明は以上でございます。あとは皆さんの質問にお答えさせていただけたらと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りますが、大変資料が分厚くなっていますので、質問者に質問しやすいように、まず住宅の賠償についてのみ意見をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません。今住宅の賠償というところで、まず基本的な考え方というところなのですけれども、本当に基本的な考え方のところで、生活を再建してもらうというのが一番大事なことだという大前提に立っているというふうに文章からは読み取ったのですけれども、この住宅という概念なのですが、皆さん東京にいられる方は大体1世帯の人たちが1世帯でいるということで、核家族の状態が非常に多いと思うのですが、我々の地方に来ると核家族のようにきちっきちつとした住んでいる人がおののの土地と建物を持って住んでいるということではなくて、例えば親の……親と言うと語弊があります。僕ら側からすると、おじいちゃん、おばあちゃんぐらいまで上げてもいいのですけれども、当然80だろうが90だろうが100だろうが、その土地を持っていた人は、生きていれば通常は相続はしないのです、建物でも何でも。そうなのです。そうすると、そういう平米数の大き

なところに住んでいるということは、その家の中に数世帯が完全に1人の世帯が独立してもう生活していくような状態でいるという条件があるのです。これは、今建物のところだけにしか言っていないのですけれども、実は所有者は1人なのですけれども、そこで生活をしているという人は複数世帯。それも当然独立して生活できない人の場合は別に考えたにしても、完全に親の世帯、子供の世帯、孫の世帯が通常であれば独立して生活できるような状態でも地方の場合には、100%ではないですけれども、結構建物の面積が大きい家に住んでいる人というものは、そういうような形でちゃんとすみ分けがされているのです、家の中で。いわゆる東京のほうで言う通常の完全なる2世帯住居のような形が完全なる2世帯住居が完全なる2世帯住居ではない、この間仕切りだけの区切りでちゃんと生活が成り立っている人がたくさんいるのです。なので、そういうところに対する配慮がちょっとといまいち住宅の部分では足りない。

それから、これはちょっともう一つ、前のときの資料であれなのですけれども、パーセンテージで古いものを上げてくれるというのは非常にありがたいことで、古い人というものは価値がなくなっている。当然建てたときのお金を払い切ったりとか、もう48年になればもうほとんど払い切っているというふうに考えればいいので、払い切っているところの人にこういうふうに助けていただけるというのは非常にありがたいのですが、これ払い切っていない人のところは、最初のところはほぼ100のところで当たり前のようにゼロから始まっているのですけれども、払い切っていない人というものは結局ローンを組んでいるということなのですけれども、ローンというものはご存じのようにその人がちゃんとそこの会社で何年間か働いていて、今後もその会社が大丈夫そうで、その人もちゃんと働いていけそうだということを見て銀行が融資を決定してくれるわけです。今までの僕らの富岡にいたときに勤めていた会社にそのまま勤めている人ではない、新しい家をつくった若い人も含めて、40でも50でもいいのですけれども、そういう人たちもいますから、新しい家をつくっている人は。そういう人たちというものは、そこの部分で同じ環境のもとに支払いをしていけないです。そこが一番大きなところで、確かにローンを払った人と払っていない人が残っているもののローンを払っていくのは当たり前のこと、借りたものを払っていくのは当たり前のこと。ですが、こっち側である意味決まった金額がもらえるところできちっと支払いをしている人たちが今度いわきに行って富岡にいたときと同じような生活の水準を保つ給料がとれるかというと、これまたなかなかとれないのです。そういう中でいくと、この新しく建てた人たちの営業補償の話とか就労の補償の話にもかかわってきてしまうのですが、そういう部分でそのローンが先々きちっと今までの状況で返していく中で新しい建物を取得できるかというところにちょっと大きな違いがあるので、そのところをどういうふうに考えているかちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 1つ目の点でございますが、恐らく同じような話を一番最初に東電が最初に世帯ごとに仮払いをしたときにも全く同じような議論があっ

て、我々は確かに委員ご指摘のとおり、その点に対する配慮が今足りないものを気づかされましたので、ちょっとそこは持ち帰り、追加で検討の中に入れさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、2つ目のローンの話でございますが、これはなかなか損害賠償の話としては、やはり委員もおっしゃったように、当年ローンを返済するための収入に関しては、営業損害あるいは就労不能損害でカバーをされるということで整理をせざるを得ないというふうに思ってございます。あとは、非常に難しいのですけれども、ローンがたくさん残っている家というものは、比較的たくさんというか、まだ価値が減価償却でそんなに落ちていないということでございますので、それでも今回の住居確保損害、その差額分、新築価格との差額分は出るわけでございますが、総体的に確かに今回の新しく追加で出る賠償の額は少なくなってくるということですが、今のローンを返していくことに関する問題は、むしろ返済猶予の話とか何とかということで、施策的なものでカバーをしていく部分と、それから賠償といたしましては営業損害あるいは就労不能損害のほうでそこを当然従前の収入分を当面の間は賠償されなければいけないというのはもちろんでございますが、その後の話をどう考慮するかというの、これから課題なのかもしれません、今の賠償の整理としては就労不能損害、営業損害の中で賠償されていくので、あとはそこまで何年かたった後従前の収入まで回復できるかどうかということについては、今後の復興政策等々にも全部かかると思っております。それによって、恐らく賠償される期間が変わってくるということになるのではないかと考えます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 最初の住宅に関してはそういうことで、東電の賠償の話が出たのですけれども、例えば大きな部屋で2世帯で完全に独立して住めるような状態があれば、図面をつけさせられて僕らにしてみればつけさせられて、ここがこっちの世帯です、こっちがこっちの世帯ですというものを出して、それで世帯が別ですというものを住民票が一緒、同じところでも、同じ建物に住んでいても別ですというものを認めてもらうという形で進んでいるのは知っていますので、そういう形でいったときに、その建物の賠償、この出てくる建物の賠償のときに、現実的に例えばおじいちゃん、おばあちゃんと若い人たちがいたときに、おじいちゃん、おばあちゃんは帰りたいからそっちのほうには住まない、若い人たちはやっぱりちょっと離れたところにいて、待てる時間が確かに年寄りと若い世代では違うので、変わってきてしまうのですけれども、そのときにやっぱりうちを2つつくらなければいけなくなってしまうような状況になったときにどういうふうにそれを今考えているのかちょっと追加でお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

今のようなケースというものは、当然考えられるわけでございますが、まだそこまで今現在そもそも住居確保損害の基本的な概念、それから先ほど申し上げましたように、移住を余儀なくされる範囲

というものをどうするかというものをやっているところでございまして、まだそこまで検討が及んでございません。

ただ、今委員がおっしゃった例以外にも恐らく個別の事情というものはいろいろ出てくるので、それを指針をつくる際にどこまで考えて指針を書いて、それから実際にどこまで指針で表現していくかあるいは余り指針でがちがちに書くと個別の例に対応できなくなってまいりますので、そういうことも含めながら、今の問題も含めて引き続き検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○3番（遠藤一善君） はい、いいです。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私お聞きしたいことは2点ほどございます。

1点は、この中の国営地にある差額分の賠償という……失礼いたしました、宅地取得の要するに…

…

[何事か言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 今住宅に関してなのです。

○4番（宇佐神幸一君） 济みません、間違えました。

[何事か言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） よろしいです。

○4番（宇佐神幸一君） 济みません。その中の5ページの中においている差額の賠償の件において、標準的な面積はいわきで見ますと言われたと思うのですが、その額、基準となる。実際的にこれは、震災後のいわきの土地評価で見られるのだと思うのですが、もし震災前であれば、基本的にむしろいわき、郡山、会津若松というと郡山のほうが基準が高い場合があるのです。そういう場合、実際的にいわきよりもできれば高い基準で見てもらえるのだったら、郡山とか、いろんな面でその評価は考えていただきたいということとあともう一つ、その下の（3）番の解体の項、先ほどの件については帰還される者に対して解体費用については対応しますと。ただ、今除染の関係で一応半壊については国から解体除染という話が出ているのです。というと、実際的にこれは一部、半壊にならないものの建物だけなのか、それとも逆に町民としてはいい方法としてはある程度お金を取得して自分の好きなような解体をしていきたいという町民も出てくると思うのです。だったら、実際的にそれまで待つか。だったら、最初からこういう形であれば、除染が始まる前に国の指針を出して、実際的に解体してからという形にすれば、半壊だ云々と言わなくても町民は帰らない人については半壊だろうが今のところ実際的にちょっと半壊に当たらなくても解体除染していただきたいという希望もとれるのではないかでしょうかというのを思ったのですが、その2点だけお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） それでは、お答えいたします。

1点目の土地等の評価については、今いわきだけではなくて、会津若松、郡山、福島、二本松等々我々いただいてございます被害者へのアンケート調査で避難先として多いところとかあるいは移住先として希望するところの上位の都市をリストアップして、その標準宅地面積とかあるいは標準宅地単価というものを今調査しているところでございます。それが1つ目でございます。

それから、2つ目の解体につきましては、今委員おっしゃいました環境省のほうの除染に伴う解体というものは、特措法に基づいて廃棄物として処理するための解体についてですが、環境省のほうの検討状況我々も注目しておりますが、一方でこちらのほうのやつはやはりもの住宅がこれはもう壊れてもう管理不能で、ひどく壊れているので建て直さなければいけないのだよというときにやっぱり限って賠償されるというのが基本的な考え方でございますので、むしろ概念的には環境省のほうの解体の基準よりも、今そろえようと思っていますけれども、概念としてはむしろこっちのほうが厳しいのではないかという感じがしてございます。これもどういうふうに考えるかというものがあって、建築家の専門の方にあれしますと、大体躯体のほうが残っていれば解体まで、躯体がしっかりとしていれば解体までする必要ないよというような話もあって、そこは先ほどご説明申し上げたように、これはまさに7ページの8で書きましたけれども、建てかえを要する場合というのがどういう場合なのかというものを少し概念を整理しなければいけないと思っています。そのときに当然環境省さんの方で今検討している話とうまく整合するようにして、私が今最終的にこうしなければいけないと思っているのは、基本的には同じレベルで解体ということなので、どっちでやっても同じようにできますよという状態に恐らくしなければいけないのではないかというのは今考えているところではございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 先の1点のことなのですけれども、まず一応今言われたことは確かにできるだけ町民としては高い評価のところでもちろん基準をつくっていただきたいというのはそうなのですが、ただそれでは確認したいのですけれども、これはあくまでもある程度今いわきというのは相当10倍以上上がっている場合もあります。特に郡山でも相当上がっていると思うのですが、そうするとそういうものも配慮しながら検討というか、基準につくるということで理解していいのですねということともう一つ、済みません、先ほど言った解体については、今環境省さんと協議しながら進めると環境省は、半壊までは国で見ると。だけれども、実際的に町民においては半壊にならなくても、内部が実際的に少し壊れたとしても、もう住みたくない、だから解体してくれという声も出ているわけです。そういうものは、実際的にとらないと。要するに、あくまでも環境省の基準に合わせるということですね。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今いただいた2点とも今まさに我々が

頭を悩ませているところでございます。今いわきの土地の調査とかやっているわけでございますが、いわきのほう今住宅が高騰ぎみでございまして、これをどう考えるかと。これから先の住宅の取得を考えたときに、現時点の状況だけで見るわけにもいかないので、ここをどういうふうに考えていくかというの非常に今悩ましい問題でございます。今したがってちょっとなかなかお答えすることができない。

それから、2つ目の解体のところにつきましても、環境省と必ずしも同じにするということを決めているわけではございませんが、今7ページの8に書いたような配慮が必要な中で、ではどういう水準にするのかというものをまさにまだ検討の過程ということで、結論とか方向性が必ずしも決まっているわけではありません。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 実際的にこれは今回説明ということで、これから検討していくと思うのですが、ただ今言うようなやっぱり思いの町民も多いのも現状であります。ましていわきの高騰については、いつまでどのくらい土地が上がるのかわかりません。

だけれども、できればよりよい町民に対しての説明ができる、納得ができるような検討をしていただきたい方向性つくっていただきたいというのはお願いというか、強い願望というか、強い町民たちの願いでもありますので、それは検討していただきたいと思います。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか、答え求めますか。

○4番（宇佐神幸一君） 答え……これは要望です。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 6ページの賠償されるべき時期なのですが、これは恐らくこの損害賠償審査会に指針の見直しというか、これが年度内に、大体年度内というか今年度中に見直されるということなのですが、極端な話言うと、23年4月からある人がいわき市にもう住みかえたと。そういう人が極端にいますよね、極端な話すると。そうすると、そういう人たちも当然これは対象に、金額から言って自宅の賠償と、それから今購入した財産の差額との面を見ると、明らかにいわき市で住宅を確保した方がこれはこの差額は当然支払われるべきなので、この時期というものは明らかにされていないのですが、そういう方ももう対象ですよね、全然そこ明らかにされていないのですが。

そうでないと、今まで指針の見直しというものは何回か行われてきたのです。それで、極端な話すると、25年か24年の10月ぐらいに中間指針の指針を出されたのですが、その後にまた見直して、例えば建物で言うと重量鉄骨と、軽量鉄骨というものは当初の時点では分けていなかったのです。それで、今回の見直しで正式な今回財物の損害で出されたこの新しいこの印刷されたあれを見直しの指針を見ると、はっきりとその他の重量鉄骨というものはその他に入っているのです。それで、軽量鉄骨というものが3.幾つで計数が高いのです。

なぜかというと、私も電話で聞いたのですが、いや、鉄筋コンクリートはもっと低いと。これは、耐久性があるからそういうふうで、これは木造が明らかに一番高いのでという……これもちょっと同じ建物で納得できなかったのですが、それが最初からそういうことが出されていれば問題ないですが、出されていないで、途中からそういうふうに変更されてしまうと、例えば計数で0.5とか7とか違うと金額で100万円、150万円違ってくるのです。そういうことがあり得るから、今までそういう点あったのです。例えば24年6月1日以前に物品を購入して、テレビとか何か全てのものは6月1日、24年6月1日以前は全て賠償されていたのです、いや、何々買った、何々買ったということで。それで、今回のあれを見ると、それはまとめて29年以降に出してくださいと。こんな話は、何年間かまとめて領収書、それで一人頭90万円か何かなのです、物品の、その他の損害の。そんなことは以前には書いてなかったのです。今回のページにも全然書いてないのです、分厚いこの冊子においても。だから、そういう手違いが起きるからなかなかその辺はつきりとした、また見直し、また見直しされるとおくれて賠償請求した場合に当てはまらなくなるのです。

私なんかもいい例で、ああ、そうかと思って、やれテレビだ何だかんだということで新しいもの全部入れかえた。その金額がその29年……

○委員長（渡辺英博君） 8番委員さん、7ページまでの家屋と土地の範囲で質問お願いします。

○8番（黒沢英男君） はい、はい。だから、その家屋の土地、6ページに戻りますが、こういうことがありますので、その辺ははつきりとしたこの時期とか何かというものを明確にしていただきないと、いや、その以前に買った人はだめですよとか、例えばこれは適用は25年6月1日からですよというなった場合には全然対象外になりますから、それでなくともいわき市とか郡山市とか東京都とか住みかえている人がもう富岡町でも何%か、5%か4%かわかりませんが、そのぐらいの数字がいますから、はつきりとした明確にこの辺を出していただきたいと思います。その辺。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今委員のご指摘のとおりでございまして、現在来週の金曜日に審査会で検討する資料作成しているところでございますが、その中にはこの4.、5. で並びの中に既に住宅を取得した人の扱いというものはちゃんと入れてございます。基本的には、当然その中で追加的な経費が出ておれば、この住居確保損害の当然対象になるということで今資料をそういうカテゴリーもきちんとつくって資料を用意しているところでございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○8番（黒沢英男君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「委員長、議事進行」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） これ大きな1.、2.、3. あるのですけれども、1ページ、7ページと言つても内容が一つ一つ違っていて、今のように行ったり来たりしてしまうので、きちっとこの1.、2.のところの3.でやつていったほうが、進めていったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） ただいまの件でございますが、いろいろ例えば質問またがる部分もあると思いますので、今回は3ページから7ページまで、住宅、土地に関するのみといたしまして、その後順を追って賠償の長期化に伴う何とかとかいろいろやって、最後に総括でやりますので、それでお願いします。

[何事か言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） そのほかご意見ございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 住宅の賠償については、随分ある程度底上げがなされるのかなと思うのですが、一番は解体だと思うのです。富岡では、解体除染をお願いしているのです。半壊以上は国は解体するということで、国の費用で。半壊していないものまで持ち主が望むのであれば解体してくださいよと。解体除染という考え方持ってくださいと。そういうお願いしているのです。

それにもかかわらず、文科省さんのほうでは、今回の住宅賠償上積みの賠償を考えている中で、解体費用まで含んでいるような考え方をしていると。ただ、一番困るのは、解体費用さえ出していくければそれは個人でも解体できるから構わないのですけれども、一番困るのが放射能に汚染されているという問題なのです。個人に住宅の解体費用まで賠償されても、例えば個人の会社がそれを受けてやるといった場合に、それを出すところがないのです。だから、望む者は全て環境省さん、国交省さん、文科省さんで相談してきっちと解体していただかないと困るのです。

あと一番困るのは、建築士さん関係、委員会に入っている人の話だと、しっかりしている建物に関しては解体までしなくとも修繕して入れるでしょうという考え方があると。ただ、建物がしっかりしていても、雨漏りしているものに関しては、全くもう改造して入るという考え方は持てないのです、放射能に汚染されていますので。その辺をしっかり基準として加えてもらって賠償していただかないと、ただお金だけ出せばいいという考え方では進んでいかないと思うのです。その辺をしっかり入れていただきたいと。

あと一点は土地なのですが、いろいろ委員会のほうで今いわき、郡山、福島、会津とかそういうところの地価の状況恐らく調べているのかなと思うのですが、いわきとか郡山を基準にされたとすれば、いろいろ事情があって東京に行ってマンションを買ったとかつくばあたりに一戸住宅を建てたとか、そうするとそういう部分はえらく高いわけです、そっちのほうに行くと。だから、本来のやり方としては、日本全国の平均値をとって、それで上限を決めてやるべきだと思うのです。全国の平均とって例えば40万円と出れば、40万円までは東京に行っても40万円は出すよと。ただ、いわきだった場合には、いわきはいわきの平均値でという考え方にして、事情あってどうしても東京に行かなくては

ならない人も中にはいると思うのです。だから、そういう人との調整がとれなくなってしまうのかなと思うのです。

といいますのは、1年、1年半くらい前ですか、川崎の弁護士協会がいち早く指針を出しているのですが、土地に関しては。日本の全国平均値をとると平米当たり13万何がしになるそうなのです、平米当たり。そうすると、坪当たりに直すと約四十四、五万円になるのかな。それが日本の平均値の土地の単価みたいなのです。そういうことをきちっと川崎の弁護団がいち早く出しているにもかかわらず、国は耳を全く傾けないで今まで動いてきているわけです。

今避難の20キロ圏内の避難している人々は、日本全国に散らばっているわけですから、いわきとか郡山とか会津とか、そんな小さなところにとらわれる問題ではないと思うのです。やっぱり日本全国の平均値をとって考えていただかないと、我々はもう我々のふるさと住めなくされているわけですから。住めなくされた一番の原因というものは、放射能ということをきちっと頭に入れていただきたいと。国は、安易に20ミリまで体に影響ないよなどと楽観的なこと言っていますが、そんなことは信じる人は誰もいないですから。だから、その辺をきちっと頭に入れて今回出す指針にはきちと反映していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

まず、解体費用の話でございますが、まさに委員おっしゃったような事情があるということを承知しておりますので、この7ページの8のような建てかえに関する被害者の意向への配慮というものを出してございます。

それからあとその解体そのものについて、富岡の場合は委員おっしゃったように除染とセットで、そもそもその解体の廃棄物自体の処理の問題があるということでございますが、必ずしもそうではないところも含めて指針を出すことになりますので、そこはご理解をお願いしたいというふうに思っています。

いずれにせよ、環境省がやっている話と文科省で出して賠償のほうにつながる話がうまく整合がとれるように進めていきたいというふうに思ってございます。それが1点目でございます。

それから、2点目の土地につきましては、全国の平均宅地単価が幾らかというものはちょっと我々も調査をしてございませんが、今現時点では被害者の全体的な傾向、避難者の、とか意向とかを配慮しますと、とりあえずまず要するに福島県内の比較的宅地単価の高いところ、そういうところを基準に考えていきたいというふうに思ってございます。

ただし、みんながそれでなければいけないということではなくて、これもよくご説明をさせていただくのですが、指針は基本的には全ての被害者に共通にあるものというのを出していきますので、当然そこからそれを上回って必要になる方というのは出てくると。それは、個別の事情に応じて、これはエリア内で判断をしていくというようなたてつけになってございますので、そういう意味ではなか

なかその指針の中で日本全国ということは書けないかもしれません、その指針で別に東京に移住せざるを得ないような事情がある方を否定するわけではなくて、そういう方は個別の事情が認められればその分が賠償されるというふうに考えていただきたいと思ってございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） はい、わかりました。

建物に関しては、ぜひ環境省とか復興省、一日も早くきちっとした形を決めていただきて報告願いたいと思います。

あと土地単価に関しては、今言ったように個別の事情があればこだわらないよということであれば、それは問題ないと思いますので、ぜひそういう形でお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

議長。

○議長（塚野芳美君） この移住を余儀なくされる者という大前提なのですけれども、これが困難区域の人間だけを指しているとしたら、これは大きな問題だと思います。ですから、その説明をいただきたいのです。

それからもう一点は、この適用が時間的なものが問題になるのですけれども、今現在住宅を例えれば発注しても、メーカーによっては1年半以上後でないと着工ができないという状況になっていますので、それと賠償の兼ね合いというものはどのように考えているのかというのがこれからちょっと読み取れないので、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

まず、1点目でございますが、まさにその移住を余儀なくされる方の範囲というものは、今の資料には書き込んでございません。これを次回の資料にはこの部分を今書き込むようにして準備をしているところでございますが、その中では必ずしも帰還困難区域だけではございません。ただ、そこをどういうふうにちょっとこれから議論していくかというのもちょっと審査会でわからないのですが、まさにその点これから次回、来週の審査会でその点が議論になる予定でございます。

それから、2点目でございますが、……済みません、時期でございますが、これにつきましては今6ページのところに賠償されるべき時期というものが書いてあるのですが、むしろ今の委員のご質問だと実際に住宅を発注しても、それができ上がって、それでそこに住めるようになるまで時間がかかるので、それまでは当然避難費用等の賠償が出るということは、先ほどの次の資料になりますが、そういうことではないかと思っています。あとは、実際に家を取得するための費用は、ここにも書いて

ございますが、恐らく実費というよりは見積書の段階で概算払いをして後で精算という格好になるのではないかと、なかなか実務的にどうなるかというのはまだわかりませんが、そういうことであれば実際建てるのがおくれても全部建て終わった後出るというよりは、むしろ概算払い前の方に出るような形になるのではないかと思ってございますが、この辺は東電のほうにもここに賠償されるべきで、なるべく概算で早目に払うというようなことを一応指針の中では盛り込むようにしたいというふうに思ってございます。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） 先ほど別な委員からも話出ましたけれども、年間の追加被曝線量が20ミリを切ったら帰れるのですから移住の必要がないというのは大きな間違いですから、それは。皆さんはどう考えているかわからないけれども、我々避難者で20ミリでいいよという人は私はまずいないと思うのです。ですから、その辺に基準を置かないでほしいと思うのです。

先ほど別な委員への説明の中で、躯体がしっかりとしていれば別に建てかえなくても済むというような意味のことがありましたけれども、それはとんでもないのです。皆さん当事者ではないから感じないかもしれませんけれども、この文章の中の一部には入っているのですけれども、ネズミとか、それからハクビシンとかイノブタとかイノシシとかそういう小動物、大きなものもいるのですけれども、そういうものに汚されたものを躯体がしっかりとしているから直してまた住むかと言われたら、恐らく皆さん自分が当事者になったら住まないと思いますし、我々今避難している人間もそのような考えは持っていないので、そういうところに判断の基準を置かれると、原賠審のほうで進められると非常に問題かなど。

12日の日に実は森本さんと会ったのです。この困難区域とか今申し上げていることをちょろっと言っても、明確な回答がないのです。ですから、それはやっぱり文科省のほうでそういう情報も提供して、そういうことが十分に議論されるようにしてほしいのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

まず、避難区域の解除については、20ミリシーベルトというお話をございましたが、今現在解除を検討されている田村でもそうですけれども、その20ミリシーベルトというものは今むしろ解除準備区域の線引きの基準になっていると承知しています。解除までは、当然除染が終了して、さらに住民との間での協議もして、了解が出た後で解除ということでございますので、必ずしも解除の基準について我々申し上げる立場にございませんが、20ミリになつたら解除されるということになつてないというふうに理解してございます。

それから、解体の判断につきましては、まさに議員がおっしゃるような事情があるからこそ7ページのこの8.で建てかえに関する被害者の意向への配慮というものを書いてあるわけでございましてそこは十分に配慮をさせていただきたいと思っています。

〔「終わります」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 住宅取得に要する追加的費用、これについてちょっと質問させてください。

先ほど300平米、これを限度にという話だったのですけれども、富岡の場合にかなり広い面積に住んでいた人もいます。やはりこの300平米というと90坪ですよね。その上限を決めないでほしい。例えば富岡の人間が東京に行って土地を買う。これは300平米でいいと思う、大都市圏内とか。

でも、やはり例えば福島県内、いわきとか郡山とか福島とかであれば、富岡に住んでいた面積と同じ面積でも俺はいいと思う。

だけれども、やはり富岡の人が四倉に住んだ、広野に住んだ、楢葉に住んだ、やはり90坪、300平米というのは、そういう縛りは設けるべきではないと思う。

あとマンション、例えば私はもう東京に行ってマンションに住むよと。マンションの人は、土地がないわけだから、建物の考え方からだけではなくて、マンション特有のルール、これをつくるべきでないかなと思うのだけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） まず、土地の広さ、先ほど300というものを申し上げましたが、これはADRで和解案を作成するときに使ったことのある数字で、現実には今いわきなり福島なりの先ほどの標準宅地単価と同時に標準宅地面積のほうも調べさせていただいております。

ただ、やはり単価の高いところに行って、さらに同じ広さの分の差額を全部賠償というのは、要するにもともと今回のその宅地の差額もそうなのですが、との宅地の権利が残った状態でさらに追加で賠償しようということで、損害賠償としてはかなり、これは民法の専門の能見先生がおっしゃっているわけですけれども、かなり無理をした形になっているということですので、かなり限界があるのではないかというふうに考えてございます。いずれにせよそこのところは、まだ審査会で議論中でございます。

それから、マンションにつきましては、ご指摘のとおり、ちょっと今考えているパターンだとマンションをどう考えているというものございますが、ただマンションも結局これ土地の分が区分所有でどれだけになるかというものは出ますので、同じような考え方で焼き直せるとは思っていますが、そこも実を言うとマンションの話をちゃんと見て、これもQ&Aベースでも用意しなければいけないなということで、そこも準備中でございます。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今の回答だと、何か田舎が単価が低くて、いわき、郡山が単価がかなり

高いから、同じ面積だと何か不当な利益を得ると、そういうような発想なのかなと思うのだけれども、例えば富岡町でもそこそこ単価の高いところあるのです。だから、例えば新しい土地がもとの土地よりも1.5倍とか2倍とか、そういった不当な利益になるよと、そういった場合には例えばその面積で縛ってもそんなに新しいところに行ったから物すごく利益があるというところばかりではないので、向こうで200坪、300坪に住んでいた人が90坪に住まなければならぬと、そういうルールはやはり撤廃すべきだと思うのだけれども。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 指針のほうは、要するに賠償の範囲を示してございますので、その土地の差額としてどれだけ追加的にどこまでを賠償の対象としていくかということでございますので、必ずしもそうしなければいけないということを言っているわけではございませんが、もとの、これ帰還困難区域でございますが、もとの土地がある状態で、これもどれぐらいで解除されるかという話は当然あるわけでございますが、新しい土地、これを取得するための費用というものがどこまで賠償の対象になるかと。ここについては、私も事務局でございますので、専門の先生たちの議論に委ねているところではございますが、やはり損害賠償としてはやっぱり一定の限度があるという中で、その限度をどうやって設定するかという検討が行われているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、次に避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について、8ページから9ページまでの間でご意見ございませんか。ないですか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 避難の長期化というところで、2番の避難費用としての宿泊等についてというところなのですけれども、先ほどのところと同じような状態になるのですが、（3）の従前の住居が借家であった者への宿泊費の賠償というところなのですけれども、先ほど建物の話をしましたが、やっぱり広いところに住んでいて、土地が広いということは、1つの土地、当然道路には面していますけれども、1つの大きな人の土地が分割され、建築基準法上分割されて、そこに家がぽつぽつと建っていたりとか、隠居屋のような形で別な人が、親戚が住んでいたりとか、そういうようなものがあるのですけれども、結局家賃がゼロのところに住んでいる人たちがいるということなのです。

この借家という概念は、当然契約をして、何らかの契約をして、家賃を払って住んでいるという想定のもとに考えていると思うのですけれども、家賃が生じない。実は、これは土地も同じなのです。借地が生じない、家賃が生じない、そういう人たちも結構いるのです。それが田舎の特徴なのです。それが東京とか都市部との大きな住宅の違いであるので、この家賃の補助をするということだけでは、

当然一般的に家賃を払って住んでいる人に対してはいいのですけれども、そういう以外の人のところが完全に置いていかれてしまうのです。そういう人たちの再建はもう全くなし。家賃がゼロだったところの人がどういうような補償をするのかといったときに、それが出てこなくなってしまう。自力再建が基本ですから、自分で生活していくのは当たり前なのですけれども、平等という観点からすると非常にそこの人たちの不平等が出てくるということがあって、本当の借家人と一時的な借家人というものはちょっと言葉がおかしいのですけれども、そういう完全にアパートとか借家住まいではなくて、持ち家なのだけれども、家賃が、持ち家ではないですね、本人が持っていないければ持ち家ではないですから、基本的には。そういう中で、その家族とかが分離していかなければいけないとか、そういうもともとの無償のところの土地に住んでいたとか、無償の家のところに建物を建てていたとか住んでいたとかという人のところがやっぱりそこに生活をしていた居住権。先ほど出たそのことも、面積の問題も同じなのですけれども、やはりそこで生活をして空間を占有というか、使っていたという概念が全くこれ抜けているのです。確かに金銭的なところだけで済むということは必要なのですけれども、田舎に住んでいるということは田舎に住んでいるよさがあるわけです。わざわざ東京で生活をしていて、定年になったら田舎に来て1ターンで住むという人がたくさんいました。そういう人たちもたくさん現実的には今回また避難させられて困っている人たちも現実にはいます。そういうことを考えたときに、今あくまでも物だけでの賠償の話しか出てないのですけれども、やはり居住をしていたスペースというか空間、そういう居住をしていた人たちがそこで生活をしていた補償というのもやっぱり平米幾らとかいう形で、土地に対しても平米幾ら、建物に対しても平米幾らということの考えがプラスで入ってこないとそこの人たちちは全く抜けていってしまうということになるのですけれども、そういう考え方というか、家賃とか土地代が発生しない、宿泊費が発生していなかった人というところは考えながらつくっているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

今の最初家賃がただの借家に住んでいらっしゃる方、ちょっと具体的には多分いろんなパターンがあるのだと思います、恐らくご親戚のところにいらっしゃるとか知人のところとか。ここにつきましては、これは損害賠償で考えるというよりは、むしろセーフティーネットで復興公営住宅の整備等々行政的な対応が必要な部分ではないかというふうに考えます。そこは、帰って復興庁あるいは被災者支援チームのほうにこういう場合はどうなるのだというものは聞いてみたいと思ってございます。損害賠償としては、やはり財産あるいは実際に住居に結局経済的な価値に落としてということになりますので、なかなか限界がやはりあるであろうというふうに考えてございます。

それから、先ほどの物だけかというと、そうではなくて、まさに田舎でそういう暮らしをしていた人たちがそこからある意味では事故によって追い出されるということでございますので、それに対応したものとしてその1. の精神的損害、慰謝料があるということになってございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） そうすると、災害公営住宅のほうでという話が出たのですけれども、そうすると当然災害公営住宅のパターンとして、今はある程度いわゆる公団タイプのようなものが多いのですけれども、公団タイプではない、完全なるそういうものもつくらなければいけなくなってしまうわけです。それは無理なわけです。通常の建物のような災害公営住宅をどんどんつくれと言われても、それは無理なわけです、災害公営住宅。

だから、何回も言っているように、アパート住まいではないのです。ちゃんとした家に普通に住んでいるし、自分の土地ではないけれども、そこにちゃんと空間としてあるわけです、所有権利が。だけれども、それは発生しないわけです。借地権も借家権も発生しないけれども、同じ家族としてそこに住んでいるわけです。今持っている人だけに行っているわけですけれども、それをそちらの災害公営住宅でやろうといつてもそれは無理で、その分も含めてこの精神的慰謝料のところで相当やってくれるというのならいいのですけれども、実際には今アパートに住んでいた人だって一時的に、うちらのところの人たちというものは、やっぱりその家に戻ろうとしている。60坪も70坪あるような家にとりあえずその時期だけ親とおじいちゃん、おばあちゃんぐらいがいて、子供は結婚するうちにいるのはかわいそうだからアパートにでも入っていたらとかといってアパートに住んでいる人たちもいるわけです。そういう人々は、今回のこういう追い出されがなければ、ちゃんと家に戻って、その家のこの土地を、親とかおじいちゃん、おばあちゃんから孫がもらってうちを建てて、余計な土地の出費はなしにうちを建てられるのです。それが現実なのです、田舎の。だから、分譲地に住んでいる人と東京で今言っていることはイコールなので、こういう話で成り立つのですけれども、田舎というものはそうではないのです。大きな土地を持っているということは、そういうことなのです。だから、そこの人たち、そういう人たち、向こうにいればただで建てられた人が土地を買わなければいけないわけです。そういうところに対する賠償という観点はどうなっていますかということです。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 要するに、今委員がおっしゃっているような方々がちょっとどれくらいいるかという実態の問題はあるかと思いますが、一方で今土地を買わなければいけないということについては、帰還困難区域については土地についても建物についても基本的には全損の賠償がまず基本であるわけでございます。

したがって、全く何にもないというわけではなくて、それに加えて新しく住む場合に今までの住居に対して住居の事故時の価値では足りない部分について出すということでございますから、今のケースでも例えばそこに住んでいる方は、ご親戚かわかりませんが、住宅の所有者の方いらっしゃるわけです。だから、その方に対して住居確保損害が出るようなケースに相当するのではないかと思いますけれども、これは多分恐らくそこに住まれている方とその所有者の方の関係とかいろんなところで個別に判断しなければいけないのでないかというのが直観的な感じはしますが、いずれにせよ基本的

には家があつてそこに人が住んでいれば、今回のその概念で何らかの形ができるのではないかと。それでもという場合は、先ほど申し上げたように、むしろ行政でセーフティーネットをどうやって張るかという問題になるのではないかと考えます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） この間伊豆大島でああいうことが起きて、僕らにすれば1年もたっていないのに何復興が進んでいないとか生活再建が進んでいないのだというような気持ちではないのですけれども、やっぱり通常災害があれば、1ヶ月、2ヶ月でそれなりのことができるのが、始まっていくのが生活再建の目的なわけです。僕らもう既に2年半超えているわけです。もうすぐお正月迎えてちょっとしたらもう3年になるわけです。そういう中で、まだ先に帰れない、除染も始まらない。帰還困難区域のところは、除染の話も出てきていません。

その前の資料を見ると、20ミリで話しているにしても、何となくわかるような言い方で、夜の森公園のところは除染をしてここまで4.7までなっていますということはどういうことなのかといえば、それなりには判断はつくのですけれども、そういうところで、向こうに帰れば自由にまた土地を求めなくても住めるわけです。ほかの人に、所有者にお金が出ているからといって、そんなこと言って何のトラブルにもならないのだったら、遺産相続のときに日本全国どこでもトラブルなんか起きないですよね。お金はその人に出るのです。住んでいる人に出るわけではないです。おじいちゃん、おばあちゃんに出るわけです。だから、そういう状態がある中で、今生活をして再建をしていかなければいけないその人たちをどうするのかという観点が全く抜けているわけです。そこも賠償の中で、物の賠償ではないところでいくのであれば、そこをきちっとやっぱり明確に方針として出してもらわないと不公平が出てきます。

この中だけだって、ごめんなさい、この中だけだって自分の土地ではない人、おじいちゃん、おばあちゃんの土地の人。だって、相続しなかったら、おじいちゃん、おばあちゃんの土地なのです。それにこういうことが出て、その住んでいる人の権利なんて、相続になれば全員が相続の対象者なのです。向こうに住んでいない人、東京に住んでいる子供だって相続の対象者なのです、そんな簡単にいくわけないのは多分ご存じだと思うのですけれども。

だから、僕が言っているのは、一番最初に言った生活を再建するためにどうするのかというところの観点でそういう部分のところが抜けているというところなのですけれども、もう一度ちょっとその辺の考え方をお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） それでは、簡単明瞭に答弁お願いします。

田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 再三ちょっと申し上げて恐縮でございますが、やはり損害賠償のほうは経済的価値に置きかえるということですので、やはり限界があって、今委員ご指摘のようなものは基本的には行政的な措置、セーフティーネットをどうやって張っていく

かということで対応していくべきものではないかというふうに考えますが、できる限り賠償上も生活再建ということは配慮しながら検討を進めていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私1点ほどお聞きしたいのですが、9ページの（2）の「ただし、」から最後の「精神的苦痛」というところに書いてあるその精神的苦痛の中において、下のほうに生活費の増額分を考えていると出ていますが、基本的に私1年間ずっと通して町民の高齢者をやっていたときに、基本的に東電の賠償は確かにいただいている。

でも、世帯主さんに行ってしまう。家族の高齢者とかいろんな面での精神的な不安という中において、できれば交流を持ちたい。どこに出てやりたい、どこに行って交流するといつても、基本的その経費がない。また、家族が出さない。または、町としてもその経費を出そうとしても、基本的に集まる経費自体が全国に散らばっていますから、そうなってくると実際的にできない。

簡単に言うと、1つの例としては、できれば金額で出すのもいいかもしれないけれども、避難者についてはそろそろ心が感じられる例えば賠償という形も必要ではないか。そのためには、1つの例として、高齢者についてははっきり言えば年齢については基準をつくってもいいと思うのですが、1年間の少なくともタクシー券出しますよとか、そういう面のものをもう直接その個人が使えるような形をとるとか、そういうような、先ほど言った金額ではない物等の賠償というものに対しては、そういうものも応用きくのではないかと。また、これは1つの例ですが、ただ、そういう細かいことも全部賠償の基準の中には入れてほしい、また入れるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 大変申しわけございませんが、繰り返しになりますが、損害賠償自体はやはり損害というものが生じて、それを穴埋めするという考え方でございますので、したがって今の例えばタクシー券をというような話についても、なかなか損害賠償の考え方でそれをやるのは難しいのかなと。そこは、国の復興施策の中で何がどこまでできるかという話あると思いますが、コミュニティーの維持、復活、こういったものをどうしていくかというものは、これも復興庁のほうに持ち帰り、政府全体で検討するような形にさせていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） それはわかるのですが、実際的にこの状態になければ皆さん隣近所へ行って実際的にそういう不安を感じない土地であったわけです。それがこういう状態になった。また、長期になると。生活の精神的不安は、これはもう膨大なるものだと思うのです。そういうものも踏まえたものを賠償として取り入れないというか、取り入れるべきだろうと。それがこういう形において感じられないと。だったら、そういう面でもっと細かくやるべきではないかということを言っているだけなのです。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今回の住宅に係る賠償の話もそういう意味では、従来の損害賠償の事例であるとかあるいはその理屈というものはある程度踏み越えて、これは民法の専門家の方に検討してもらって今ここまでいってございます。

委員おっしゃるような今までの損害賠償を超えるようなやり方というものはどこまでできるかといふものは、引き続きチャレンジをしていきたいと思いますけれども、当面今この3つに絞って指針を決めさせていただきたいというふうに思ってございます。

○委員長（渡辺英博君） 宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） では、今のことも実際に決まるかどうかわかりませんけれども、実際的にやっぱり踏まえて、より深く皆さんの、町民、また地元民の考え方を入れてもちろん基準をつくっていただきたいと思いますので、深く要望します。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

それでは、2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 富岡町は、ご存じのとおり3つの区域に分かれているわけなのですが、この避難指示長期化に伴う賠償というものは、市町村ごとに線引きされるのかもしれませんけれども、区域ごとに線引きされるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 基本的には、指針のほうは中間指針の第二次追補のときに区域の見直しに伴う損害の考え方で区域ごとで考え方を出させていただきました。今回も基本的にはそういうことになろうかというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 前段のほうに除染やインフラ復旧等の状況によっては帰還困難区域と同様に長期化する可能性があるということで、まさに富岡町はそういった状況にあると思うのですが、やはりインフラが完全に整わなければ長期化するというふうに考えていらっしゃるのですよね。その辺ちょっと確認なのですが。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） ここも今実際どういうふうにするかというのは検討中でございますが、ここに書いてございますように、除染やインフラ復旧が実施されないということを1つ考えてございます。

といいますのは、帰還困難区域で何で見通しがつかないかというと、線量も高いのはもちろんでございますが、除染もまだ行われていない、モデル除染を除いてですが。あるいはインフラの復旧作業も行われていない。それに基づく、そういったものを含む復興計画、復旧計画というものもつくられ

ていないと。これは、さすがに全く見通しがつかない、避難者からすれば状況であろうと。そういうところで何らかの線を引かざるを得ないのではないかというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 富岡町も現時点では本格除染はやっていないです。だから、それは例えばいつを区切りにして除染をやっているのか、それを判断しないといけないと思うのですけれども、もし例えば年内中にこれ方針を決めるということであれば、実際にいつの時点で除染が始まらないとの長期間の賠償に当たるのかどうか最後にお伺いします。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 恐らく除染だけということではなくて、インフラの復旧も含めて見通しのつかない状況というものをどういうふうに判断して指針に書いていくかということになろうかと思います。

今の時点では、まさにその点をここ被災者支援チームあるいは復興庁のほうからの情報提供もいただきながら検討しているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 避難の長期化によって賠償の形、これをちょっと検討してもらいたいのですけれども、それは今一律精神的な慰謝料1人10万円です。

でも、避難者の中には高齢者、例えば身体障がい者、例えば富岡であれば散歩したり畑の草むしりしたり、運動ができるからある程度健常者でいられたけれども、狭いところに入ったために要介護状態、こういった老人も出てきているのです。そういった老人は、ではいわきに来たら、郡山に行ったら簡単に特老に入れるか。入れないです。病院なんかでも200人待ち、300人待ち。そういった状態でかなり悶々した状態が続いています。そういった人たちも一律10万円なのか。ADRでは、かなり一歩進んだ和解案が出てきています。一人一人がADRに全部やれるかと。これはやれない人もいます、やはり。そういったときに、もうある程度ADRでこういったものが出ているとなれば、原賠審でも指針の中にもう入れてしまってもいいのではないかなど私は思うのです。一応指針はこういうふうに決めるけれども、不満あったらADRに行きなさいではなくて、もうある程度判例化してくれば、それは認めてほしいと。そういうような考えがあります。これが1点。

もう一点は、長期間戻れないと。戻れないとによって、もううちもふけてしまうし、そういった場合にダムの水没のような例えば立ち退き料、ここでこれ死亡保険金がどうのと書いてあるけれども、これは今私が言った立ち退き料のような性質なものかどうか。それについてちょっとと考え聞かせてください。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

まず、慰謝料の話でございますが、ご指摘のようにADRのほうでは慰謝料の増額を、これはそれ

その事例を見ながら判断して上乗せをしているわけでございます。それと同時にそういった和解の事例を基本的に公表をしてございますので、同じ状況であればそれが水平展開されるようについて、その指針でということではない形で、必ずしもADRに来なくても水平展開ができるのではないかということで今ADRの総括基準の公表であるとかあるいは和解事例の公表というものをやってございます。指針にそれを書き込んでいくかどうかというものは、まさにADRの和解事例が積み上がってきましたら、それを指針化をすべきではないかという話は当然ございまして、それができるタイミングになつたら順次やっていきたいというふうに思ってございます。

ただし、やはり慰謝料は、これは中間指針にも書いてあるのですが、やっぱり個人、年齢とか性別とか個人の置かれた状況によってやっぱりかなり違いがございまして、指針のような形で一律にこういう人はこうだよということが書けるかというと、やはりちょっとかなり難しいのではないかというふうに今感じてございます。

それから、2つ目のダムの水没の立ち退き料というものは、まさに先ほどの住宅の賠償のときに補償が大体これくらいといったときのまさにその額になってございます。ただ、ここにつきましては、我々は国交省の担当者からも話を聞きまして、要するに例えばダムなんかで水没する場合は、まず土地については近傍類値の土地の単価と同じ単価でその土地の価値を賠償すると……賠償というか補償、補償すると。それから、上の家については、これをその場所に移設するため、基本的にはもうこっちを壊してこっちに同じようなものを建てる。それを基本としてその補償をするということになってございまして、その水準を見ながら今回の先ほどの住宅の賠償についての追加の賠償の水準を検討させていただいているということでございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 私が今質問した2番目の質問は、例えば建物なんかは同じ部落だよね、同じ町だよね、ダムで水没しても。ただ、今回の場合には、県外とかとんでもなく遠く行ったり、全然このダムの水没の考え方と違うので、私の質問はこの9ページの（3）の遺族間で配分される死亡保険料の死亡慰謝料、この考え方と長期戻れない人に対する慰謝料、これは同じ考え方なのかという質問なのです。やはりもうあそこには住めないと。

恐らく60代、70代、80代、私は線量関係ないから、生まれ育ったところで死にたい。もう早く帰してくれと、そういう人もいます、私の親も86歳だけれども、もう線量関係ないから。そういうもうふるさとで死にたいと、そういった人に対するこの長期戻れない人に、この考え方をもう一度わかりやすく説明してください。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 失礼しました。ちょっと質問の趣旨を勘違いしてございました。

ここにつきましては、9ページの（3）のところございますが、これ死亡慰謝料を例に出している

のは余り適切ではないという指摘を委員からいただいてもございますので、（3）の後半のところはともかくといたしまして、9ページの一番上のところに基本的な考え方方が書いてございますが、最終的に帰還するか否かを問わず、長年住みなれた住居及び地域における生活の断念を見通しのつかない長期間にわたって余儀なくされた精神的苦痛。

これは、言いかえますと、これを言いかえると、もう二度と戻れないことに対する精神的苦痛と。ちょっとちまたでは例えば故郷喪失慰謝料みたいなそういう表現もあるわけでございますが、そういうものとして検討しているということでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、避難指示解除後の「相当期間」について（案）、10ページから12ページの間で質疑を賜りたいと思います。ご意見ございませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、最後、中間指針第四次追補のイメージ（案）、13ページから15ページまでの間でご意見があればお願ひいたします。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、総括でご意見があればお願ひいたします。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 賠償のいろんなところにかかるてくるときに、必ず差額の何%、例えば40から80、40から75とかというふうに出てくるのですけれども、やっぱり土地で考えたときに絶対値という形で考えたときに、例えば富岡町だと坪幾らぐらいの土地を想定して、平米でもいいですけれども、いわきとか県内の主要部だと平米幾らぐらいの土地を想定しているのかということになってくるのですけれども、富岡町でも都市計画区域内のところはそこそこの金額はついています。それにプラスアルファ、掛け算をして、こちらのいわきならいわきとかで買うということになったときに、その絶対値は結構近いものがあるのですけれども、周辺部に行けば坪1万円とか坪2万円、平米で言うと5,000円ぐらいのところが結構あるわけです。そういう人たちは、先ほども言ったように、そのかわり広く使っているわけです。広く自由に使っているわけです。そこを先ほどから出ているように300平米とかいろんなところで切ったときに、絶対値が例えば簡単に坪2万円、こっちが坪20万円、坪18万円ですよね、差が。坪18万円とこちらが坪6万円、20万円、坪14万円でやる。この何%から何%というものが移動していくのかどうかわからないのですけれども、基本的に生活再建をするときに絶対出す金額が安いところの人が非常に苦しくなって、余計我慢するのです、みんな。我慢して小さい土地を買っているのです。我慢分というものがなのですけれども、このパーセンテージでやっていると

差額が余りにも大き過ぎて、町内での土地の価格。絶対値の価格が随分違ってしまうというところがあるのですけれども、そこの辺はどういうふうに判断しているのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今おっしゃった具体的にどういうふうにしていくかというのは、まだ検討中ではございますが、基本はもとの住宅、宅地の部分の単価と、それから移住先の単価、その差額に標準面積分を掛けたものを認めていこうということになっていま

す。

ただし、移った先の単価というものは、当然その上限があって、それを先ほど今調査していると申し上げましたが、福島県内のその主要な土地の標準的な宅地の価格に設定しようというふうに考へているところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） そうすると、差額を補償してくれるのあって、50から75でしたか、ごめんなさい……50から75、50%から75%というものはどこにかかるところなのですか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 済みません、ちょっと説明が舌足らずでございましたが、その差額のその何%にするかと。これは、50%から100%まで今委員の中で意見がございます。そういうことでございます。先ほどもといったところと移ったところの差額のこの差額を本当に全部その賠償の対象にすべきかどうかというところで議論が分かれていると。

なぜならば、もとの宅地が1つは残った状態になっているということあるいはこれを全部認めるにすると、みんながなるべく単価の高いところに行くようになるだろうと。これは、むしろ損害を拡大するインセンティブを与えてしまうのではないかということがございまして、そういう観点から50%から100%の間でどうするのかということが多分次回の審査会の中で議論されることになります。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 75だったものが意見の中で出てきて100というところまで。1日のときの議事録にも100という話は出ていたのですけれども、今のものでいくと確かに悪い人もいるので、今のお話のようなことになると思うのですけれども、比較的悪い人といい人でいけば、富岡町の町民はいい人のほうが多いです。だから、そういう土地転がしのようなことをする考え方のところはきちっとどこかでボーダーラインを引いていただきたいと、それはもうきちっとしていただきたい、できたら100%をきちっと出していただきたい、狭くなるのはしようがないですけれども、そういう形できちっと生活再建ができるような形をとっていただければというふうに思いますので、そこはもう100%にしてほしいというのは要望ということでお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 要望でよろしいですか。

○3番（遠藤一善君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前1時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

総括でございますが、文科省さんが東京に4時まで行かなければならぬということで、簡単明瞭に質疑をお願いいたします。

それでは、総括でご意見があればお願いします。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今回の審査会のこの検討の中に事業者の賠償についてが全然記載されていないのですけれども、その辺検討が全然されていないのか。今現在の営業補償とか償却資産の賠償とかその辺は全然変更なしというか、進展がないのかどうかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 営業損害につきましては、ご存じのとおり業種によって処理の仕方さまざまございます。その中で、今まで指針としては中間指針で、基本的に遺失利益であるということで示てきて、今回指針の検討をするに当たってよく聞かれたのが終期の考え方を示してほしいという要望が非常に多くあったというふうに承知をしてございます。

そこにつきましては、さすがに今汚染水問題等まだある中で、風評被害も含めて営業損害の終期を示すのは指針でさすがにできないと。これは、中間指針の第二次追補のときも考え方を示せないかということで検討をして、基本的な考え方だけは書いてあるのですが、そこをなかなか今変更できる状態にはなっていないという判断をしてございます。

それから、今ご指摘のございました営業資産について、例えば今回の住居確保損害と同じように、財物の賠償に加えて何らかのその追加的な賠償が検討できぬかという声も実は県を初め関係の方からは聞いてございますが、基本的にこれも大きな企業あるいは個人経営の方にもよるわけでございますが、営業資産につきましては今回やはり住居確保損害で問題になったのは、減価償却で財物としての価値が落ちていく。したがって、本当は住まなければいけない、住むという利用をしなければいけないのだけれども、それが財物価値の賠償だけではそれができないということに影響しているのですが、営業損害の場合、基本的にそこは結局企業会計の中で減価償却も加味して遺失利益とか計算されている。仮に取得が例えば営業資産を取得しないと次の営業できないという話があった場合、ここはむしろ賠償の問題というよりは融資で低利の融資制度を設けるとか、そういう行政的な対応になるのではないかというふうに考えてございます。そこは、ここは実を言うと議論がいろいろあります、立派な企業から個人経営までいろいろありますので。

しかしながら、なかなか一律に指針で示せるようなものにはなっていないだろうというふうに今

考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 済みません、今融資というお言葉あったのですが、それは個人的に人を集め東京電力に訴えろというお話なのですか。

[「融資というのは銀行からの貸し付けでございます」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 失礼しました。

賠償の終期というものは気になるところなので、その中でもやはり今営業をしたくてもできない事業所とか一生懸命いろいろ震災後苦労して立ち上げて新たに別のところでやられている方等いらっしゃると思うのですけれども、その中で営業を今再開している事業所に対して、いろんな苦労の中で人材がまず一番に流出してしまった。これは、事業者としてやはり社員というものは宝であり、今までいろんな金銭的にも肉体的にもいろんなことを手をかけて育ててきたというところもあります。そういう例えれば賠償とか、あと顧客ですね、顧客に関してもまた別の場所で新たに始めるとなるとそれなりのやはり交際費とかいろいろなやっぱりお客様とのコミュニケーションとかそういうものも余計な手間がかかっていると。そういう面も細かいところを見るとあるわけなのです。そういうところもある程度賠償審査会の中でもやはり、個々のそれぞれの事情あるとは思うのですが、ある程度大きくくりの中で示していただきたいとなかなかそういうところまで、結局はADRでやってくださいと、勝手にやってくださいという話になりますので、その辺もぜひ審査会の中で協議できないか、示すことができないか示していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

今の人材の問題云々の話は、やはりちょっとこれは損害賠償の問題として、結局営業損害ということになれば、人がいなくなったりあるいは売り上げが落ちたりしたのがある意味では全部営業損害、遺失利益の中に集約されるというのが損害賠償の考え方でございますので、ただ賠償上配慮されているということでは、今特別の努力ということで、結局本来はその遺失利益の賠償を受けている中で、営業活動をして収入があればその分は賠償額から控除するわけでございますが、今営業損害について言えば、4年分ですか、については控除をしないということにもなってございます。そういうところで基本的にはその配慮をせざるを得ないと。

逆に言いますと、今審査会の中で議論しておりますのは、復興施策もセットになるわけでございますが、皆さんのがその生活再建図るために、賠償、それから復興施策、両方の面で復興できるようにしていくかなければいけないということですが、その中で賠償上の考え方も例えば避難が長期化したらやっぱり避難先で営業なり就労の努力をしていただかざるを得ないわけでございます。そういうところ

を明確にしていくあるいは復興施策に対する要求をきちんと書くということを今考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） やはり営業再開で、これは業種によるのですが、資産というものがなくてもできる業種と資産が、建物がなければできない業種というものがあると思うのです。建物がなければ土地と建物がなければできない業種というものは、まだ始めたくても始められない方はたくさんいらっしゃると思うのです。結局賠償金を元手にやるしかない。あとは国のいろんな補助金を使ってやるようになると思うのですが、賠償金も資産の賠償が思うように入らない、あと補助金、例えばグループ補助金とかいろいろあると思うのですけれども、それに当てはまらない。いろんなケースがあって、どうしても投資できない、融資も受けられないとかいろんな事情があると思うのですけれども、そういった中でもやはり27年の2月までの営業損害は決まったと。例えばあと終期で3年間は出すとか、あとは例えば富岡町の場合6年間で全損扱いということで全部出るわけです。富岡町の場合は、5年間は賠償されるということで、包括で請求して今もらえる状況なのですけれども、法人の場合、いろんな建物とか設備とか、それによってパーセンテージが大きく違うのです。一番大きいものが建物であるのですけれども、5年間で六十数%しか賠償されないのです。あと1年たてば100%になるのですが、5年分しか出ないということは、六十何%で新たに別のところでまた同じように土地を購入して建物を建てられるかというと、そういうふうにはいかない状況なのです。

ですから、その辺も富岡町として6年間はもう帰還しないということで町で決めていますので、例えば6年分の全損分ということ、これは個人のほうも関係してくるのですが、個人も法人も富岡町には6年間帰還しないということですから、それはもう6年間戻って営業もできないということですから、ぜひ残りの1年分も前払いという形で賠償をしていただきたいというところがあるのでけれども、その辺は審査会でそういう効力というか、ものはあるのでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今の点については、恐らく区域の見直しのときにエネ庁が東電との間に入ってどうするかという話をさんざん多分交渉されて今の結果になっているというふうに認識してございます。

審査会の指針上は、不動産の賠償についてその解除までの期間に応じて帰還困難区域を全損としてという決め方だけでございますので、あとはその中でそれぞれ、これも町村によるわけでございますが、それぞれの事情に応じて今のルールの中で協議を、これエネ庁が仲介して東電と協議という格好になっていると思いますが、それをしていただいているという状況でございますので、そこをなかなか審査会の指針で一方的にというのはなかなかルールとして難しいのではないかなという感じがいたしますが、今のお話はエネ庁の担当のほうにはつなぎたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） 今の営業損害の件なのですけれども、漁業だけは別格で、終期も何も指定し

ない、率的に賠償している割合も非常に高いわけです。82だから3%ですよね。そのほかの業、5年、3年、2年ありますよね。その中で、来年の2月には既に3年というものは、1年プラスですから来年の2月で時期が来るものもあるのですけれども、それ今議論しないとその先につながらないと思うのです。時間的に間に合うのですか。今何かこの資料を見る限り、もう営業損害の賠償に対しては、その後の新たな議論というものはなされていないようですけれども、そういうことで、ですから5年、3年、2年の分に対して、その先、終期はわからないけれども、その先まで議論しないといけないのではないのですか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 議論というものは、今の3年、4年、5年ですかについては、東電のほうが1つは一括払いをしますと、その間の営業損害、就労不能損害。それからあとその間については、ほかに収入があっても特別の努力と認めて控除をしませんということだと思ってございます。

終期については、その後いつまで賠償が続くかということについては、これはますます個別の業種とかそれぞれの置かれた状況に変わってくるわけでございますが、指針では基本的にもとのような状態に戻るまでということになっているわけでございます。それでもやはりいつまでもということではなくて、どこかでやはり終期を決めておかないと復興に向けても目標設定ができないということで終期を示してくれないかという話あるわけでございますが、ただ現在の状況では、例えばこの業種のこの人たちがあと3年で営業損害はおしまいとか、そういうものはさすがに決められる状況では全くございませんので、したがってその指針の基本的な考え方である損害が続いている限りは賠償の対象だということを続けるしかないというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塚野芳美君） ですから、終期はわかります。今現時点で終期決められないのはわかりますけれども、ですから就労不能が一番近い、来年の2年でとりあえず今決めたルールの中ではですから5、3、2ですよね。それおののが1年足されますけれども、最初の1年カウントしていませんから。来年の2月でですからもう終期というか、満了してしまうのにその先どこまで見る、見ないということを正式に打ち出さないとまずいのではないですかということをお尋ねしているのです。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） まさにどこまで見るということを打ち出すというのは、終期を決めるということになって、それは難しいのではないかというふうに考えてございます。

[「まあいいです」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私2点ほどお聞きしたいのですが、この2点というものは、ことしの3月に質問しておる事項がまだ出ていないということで聞きたいたいのですが、その1点は宗教法人の賠償ということで、境内地含めた賠償の基準がはっきり言って定まっていないと。基本的に住宅並みにすると言うのですが、境内地については今の時点では評価がゼロである。多分事業所として考えれば、境内地も事業所の土地であれば賠償の対象になるのではないかということともう一点は、墓地の賠償について。この墓地については、地震に倒れたものについては賠償という形ではないかと思うのですがただ一応今困難区域は今現実に入れません。そこにある墓地に当たって、その持っている人たちは入れない土地に常に本来は墓地はお参りをしたい、先祖様がいるからという、一番大事なところであるというところに入れない状況において、また先ほども賠償の中に出ていますが、新しい土地で住む人たちが出てきた場合、やっぱりその近くにつくり直すという場合、この墓地等を移転する費用ぐらいはもちろん入るべきではないかということは思うのですが、それについての賠償ができるかどうかということと、あとこの墓地についての賠償的なものをどう考えているかというこの2点をちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） お答えいたします。

まず、宗教法人に対する賠償ということについては、これは必ずしも指針で紛争審査会で示すということで今まで検討はされてございません。こういうものこそむしろちょっとADRのほうでやっていただくことが適切ではないかというふうに考えてございます。

それから、墓地の賠償については、これはちょっと私も記憶がはっきりしませんが、ADRの和解事例だったのか東電が自主的にやっているのかはちょっと失念いたしましたが、例えば改装費用等がもう既に賠償された事例があると承知しております。

〔「墓地です」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 答弁漏れですか。

〔「墓地のほうは」と言う人あり〕

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 改葬というのは、お墓を移す。

〔「墓地のほうの改葬」と言う人あり〕

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） はい。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） まず、今言った中で、宗教法人の中に確かにこれ決められない面もあると思うのですが、県のほうでたしか宗教法人の境内地は固定査定額がゼロという表示が出ていますけれども、実際的に事業所として営業して許可もらって賠償もいただいているわけですから、その場合事業所としてもし境内地がある程度壊れたり何かする場合、その事業所の中よりも境内地の土地の補償

から直すべきだと思うのが筋だと思うのです。そうした場合、境内地がゼロであっても、地域の山林なり雑地なりまたは本来ですと住宅課税に係る評価価格ぐらいの賠償があつてもおかしくないのではないかと私は思うのですが、その点の1点と、あと先ほど言った改葬というよりも、実際的には墓地は基本的に私ども調べさせていただいたら、寺院の形の管理であつても、個人の財産だという形で当然東電のほうに請求しましたら、東電のほうが一切受け入れないと。

ということは、ここで疑問が出たのは、では個人の財産であれば、では個人がその土地持っている人は財物として国に補償として出していいのかと。多分そうなったときに、今までの財物の中に墓地とかそういうものには入っていないということのそういうことが記載されているのですけれども、そういう場合どういう形で個人のものであつても財物として考えられないというのか、それとも個人として財物として新たに東電に請求していいのか、そういう面についてはどう考えますか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今財物の賠償ということで申し上げますと、今少なくとも指針で1つ決めたものが大きかったのは、帰還困難区域の不動産について全損ということで賠償しますよというものを決めたのですが、これは非常に大きな話でございまして、例えばJ C Oの事故のときになんかに地価が下落したので、その分を賠償というのだけれども、実際に売買がされなければ損失は発生しないでしょうということで賠償されなかつたような事例もございます。

だから、例えば土地について、例えば宅地で、そこに住んでいる限りは、売買をしなければ価値が下落しても損害が発生しないから賠償しないでいいという考え方もあるれば、今回の指針のように明らかに持っているものの価値が落ちたのだから、その分は実際に売買して金銭的な、経済的なあれが出なくとも賠償するのだという後者の考え方で現在指針つくっているわけですが、その中でそういうものがどこまで適用されるかという問題に恐らくなってくるのだと思います、今の墓地などの問題は。ここについては、一般原則を指針のほうであれして決めましたが、恐らく要するに墓地あるいは宗教法人の土地みたいな特殊な事例というものは、ちょっと個別にどういう判断になるかというものをなかなかここで申し上げるのは難しくて、したがって先ほど専門家のそろっているADRのほうにぜひ行っていただくのが適切ではないかというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） では、実際的には特殊な例であるから、もう実際的にADRへ行ってやれと。はっきり言って、うちらはもう対処できないという形にご理解されていいのかなと思うのですがいいのでしょうか。

それともう一つ、済みません、先ほどちょっと言い忘れたのですが、もしどこかに移設する場合、移設費ももちろん含めてADRでやってくれという方向で考えててくれということなのでしょうか。指針としては出しませんということでしょうか。どうなのでしょうか。言い方がちょっと私……。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） なかなか指針で出すのは難しいのではないかと思ってございます。

むしろやはり行政というよりは、司法の判断、そこに近い準主要組織であるADRでやっていただくのが適切ではないかというふうに思ってございます。なかなか行政としてそこまで物事を決めるというのは恐らくできないと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 皆さんの関連になるのですが、先ほど議長が言った就労補償、3年もはや終わるわけですけれども、いろんな話を聞くと、この就労補償、本来の就労補償は会社をやめて、例えば今度の事故によってやめざるを得ないとか会社が閉鎖したとか、そういう人に対しての補償を出しているわけです。そういう人たちがすぐに仕事を見つけて別な会社に入って働いている人にも出ているわけです。一番まじめに家族分断してまでその会社とか企業についていって、だなんさんだけが例えば単身赴任で行って同じ会社に勤めているような人は一切出ていないわけです。今回もう3年で切れようとしていますので、3年たった時点でまたそういう議論がなされるかと思うのです。そのときにぜひそういう不公平が生まれないような形の就労補償にしていただきたい、出すか出さないかは私言う権利ないですから。出すのであれば、まじめに1ヵ所の会社で働いている人にも出すと。出さないのであれば、もう終わりにするとか、そういうふうにしないとすごい不公平が生まれているのです。会社が例えば富岡町にあって、埼玉のほうに会社が引っ越していくて家族ばらばらになって埼玉のほうに単身で行って勤めている人もいるし、いろんなケースあると思うのです。だから、もう新たに別な会社に勤めたらそこで就労補償は切るとか。とにかく不公平が生まれないような形にでもらわないと、すごい不公平が生まれていますので、ぜひその辺は頭に置いていただきたい、次の議論の場があれば。

あとは、先ほど議長一言言いましたが、漁業に関しては期間を切っていないと。彼ら思うのは、漁業に対してはなぜ期間切っていないかというと、私個人の意見ですが、やっぱり原発建設に当たっては、建設もそうだし、今回一番トップにクローズアップしているのが汚染水の問題です。これ漁業者の了解をもらわないと流されない。建設当時からそうだったのです。漁業者をベースに考えれば、漁業者以外は非常に踏みにじられている。私は、そう言わざるを得ないです。

だから、漁業者と同じく農業も商業も工業も全て見ててくれるか。農業、商業、工業、そういう部分と同じく漁業のほうも見るかしないと、すごく不公平が生まれていますので、ぜひその辺をきちんと検討していただきたい。

どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 田口室長代理。

○研究開発局原子力損害賠償対策室室長代理（田口 康君） 今のお話には、済みません、一般論でお答えさせていただきますと、例えば最初の就労不能の話でございますが、これ就労不能だけではなくて営業損害も含めて、もともとはその後営業損害なり就労不能損害からその後別の仕事あるいは営業再開をして入った収入を東電が控除をして賠償額を算定したところを控除をしないでくれという要望を踏まえて今結果的に特別な努力ということで今両方もらっているような格好になっていると。今度は、ただそれをやると結局転職をしなかった人が今までと同じ収入しかもらえないで、倍もらっている人に比べると不公平だという、ちょっと変な話になっているというふうに思っています。

ただ、そこを今の漁業の話も含めて、いかに例えば指針で、それも第二次追補で指針で特別の努力というものを書いたことによってそういう効果が出ているということなので、今回の指針をつくるに当たっても、その指針が及ぼす副作用あるいは東電のほうがどういう対応をしていくのかというものも含めてきちんとと考えながら指針を策定をしていきたいというふうに考えてございます。

[「はい、ありがとうございます」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） ないようですので、一応これで付議事件1を終了といたします。

田口室長代理には、大変お疲れさまでした。速やかに退室願います。

午後1時半まで休憩いたします。

休 議 (午後 零時31分)

再 開 (午後 1時15分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2に入る前に環境省のほうからその他の①番であります仮設焼却所について説明したいという申し出がございますので、審議順序を変更するのにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、仮設焼却所についてを議題といたします。

直ちに環境省の入室を認めます。

暫時休憩します。

休 議 (午後 1時15分)

再 開 (午後 1時16分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

仮設焼却所についてを議題といたします。

説明出席者は、お手元に配付した名簿のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、環境省を代表いたしまして、本部長、高橋様よりご挨拶をお願いいたします。

○福島環境再生本部本部長（高橋康夫君）　ただいまご紹介いただきました環境省の福島環境再生本部長、高橋でございます。富岡町議会、また執行部の皆様方には日ごろから私どもの仕事に関しましてさまざまご指導、ご協力いただいておりますことを改めて厚く御礼を申し上げます。

きょうは、貴重な時間をいただきまして、富岡町に建設を予定をしております仮設処理施設の設置につきましてご報告をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、富岡町で今後生じます廃棄物、除染の廃棄物あるいは災害廃棄物、片づけごみ、こういうものを処理するための施設ということで予定をしてございます。昨年8月以降この議会のほうにも何度もご説明をさせていただきまして、その都度いろいろとご指摘をいただきてまいりました。また、ことしの7月には、委員の皆様方相馬市にございます仮設焼却炉のご視察もいただいてございます。その後この建設にかかる地権者のご了解等得てまいりまして、ようやく準備が整いましたので、先般10月18日でございますけれども、この業務の入札について公告をさせていただきました。この施設は、もう委員の皆様にもご理解いただいておりますけれども、今後大量に発生してまいります廃棄物、この処理を円滑にするためにはどうしても必要なものだと思っております。私どもとしては、当然安全性の確保、これに十分配慮して事業を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともぜひご理解のほどを賜りたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（渡辺英博君）　はい、ありがとうございました。

それでは、簡単に自己紹介をお願いして、それから付議事件の説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君）　議会の皆様お世話になっております。環境省福島環境再生事務所で廃棄物の処理を担当しております近藤と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。資料のほう私のほうからご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君）　では、次の方自己紹介。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君）　お世話になっております。環境省福島環境再生事務所で富岡町の除染のほうを担当しております若松と申します。本日もよろしくお願ひいたします。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君）　福島県内支援チームの秋月と申します。よろしくお願ひいたします。

技術的な面でいろいろな支援をさせていただいております。

○委員長（渡辺英博君） それでは、早速説明をお願いします。

近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） お手元に配付をさせていただきました資料が今回環境省のほうで入札公告に付させていただきました事業の概要をまとめた資料でございます。

まず、おめくりいただきまして2ページをごらんください。仮設の処理施設の概要でございます。こちらにつきましては、これまでにもご説明をさせていただいた内容と重複する部分もあるかもしれませんけれども、ご説明を改めてさせていただきたいと思います。

まず、処理する廃棄物の種類でございますけれども、こちらにつきましては富岡町内で今後発生をすることが予想されております除染廃棄物でありますとか災害廃棄物、今回収をさせていただいております町民の皆様の片づけごみ、こういったものを処理することを考えております。

仮設の処理施設の概要でございますけれども、施設につきましてはこちらに掲げております1から3、こういった施設を設置することを想定をしております。まず1つ目でございますけれども、仮設の焼却施設といたしまして、こちら可燃性の廃棄物を焼却するためのものになります。処理能力でございますけれども、これまで説明をさせていただいた際からこちらでも調整をさせていただいているところでございますが、除染で想定をかなり上回る廃棄物が発生するというふうなことが見込まれるものでございますので、これまでご説明をさせていただいた内容では400トンというふうな、400トン程度というご説明をさせていただきましたけれども、これでは処理が間に合わない可能性があるということで、今回発注では500トン毎日程度、点検を除き24時間運転と。この程度の規模を想定をして発注をさせていただいているところでございます。

次に、仮設の破碎選別施設でございますけれども、こちら災害廃棄物等の廃棄物を破碎しまして、燃えるものと燃えないものに選別するための施設でございます。①と②に付随する施設といたしまして、3のその他のところでございますけれども、廃棄物の受け入れヤードあるいは処理に伴い出てくる残渣、こういったものの保管施設、さらには処理施設の管理用施設、こういったものを設置することを想定しております。

おめくりください。次に、仮設の処理施設の安全対策でございます。これまでご説明をさせていただいた内容、それから議会の皆様からご指摘をいただきまして反映させた部分もございますので、そちらのほうを説明させていただきたいと思います。

まず、放射線対策でございますけれども、敷地境界での空間線量率が実際に廃棄物の処理を行っている際に今処理開始前とおおむね同程度の水準になるように管理をさせていただきたいと考えております。また、きちんと空間線量率が管理をされているというふうなことを皆様にご確認いただくために、モニタリングポストを設置しまして異常がないことを確認をしていただくことを考えております

次に、排水対策でございますけれども、施設からの排水、プラント排水は、場内で循環利用をいた

しまして、外に放流しない無放流方式というふうにさせていただきたいと思います。雨水は放流をさせていただきます。

排ガス対策でございます。放射性物質の特措法では、施設からの排ガスの排出基準というものが定められておりますけれども、こちらの基準を遵守するのはもうもちろんのこと、委員の皆様からご指摘をいただきました放射性セシウムを除去するバグフィルター、こちらにつきましても今回富岡の仮設処理施設で処理する廃棄物の放射能濃度が通常よりも高いというふうなことをご指摘いただきましたので、万全を期してこちらを2段設置するというふうなこととしております。また、この除去する設備がきちんと働いているというふうなことをこちらの放射性セシウムの連続監視装置を設置しまして異常がないことを確認をさせていただきます。

それから、その他の部分でございますけれども、緊急時につきましては施設を安全に停止するシステムを導入いたします。また、津波等の際に電源を全て喪失した場合の対策についても、委員の皆様からご指摘いただきましたので、非常用電源、非常用発電装置、今回非常用発電装置をつけることを予定しておりますけれども、こちらの電源が全て喪失した場合でも安全に施設が停止できるようにさせていただきたいと考えております。また、モニタリングの結果や廃棄物の処理実績は、全てホームページで公開させていただきまして、皆様にきちんと監視をしていただくというふうなことを考えております。

次のページが仮設の焼却施設の構造でございます。現段階で想定している施設の構造になります。おおむねこのような構造になるというふうに考えてございます。まず、受け入れた廃棄物を前処理といたしまして、焼却炉に投入できるサイズに細かく裁断をします。それを焼却炉に投入をしまして焼却処理をさせていただくと。それから、発生するガスについては、先ほどご説明をさせていただいたとおり、バグフィルターを2回通して煙突から放出するというふうなこととしております。

先ほどの安全対策につきましては、今回環境省のほうで公告に付しております要求水準にこれは明記をしております。したがって、これらの安全対策については、こちらの施設の構造は詳細な部分は業者が決まった後に詰めていくことになりますけれども、これまでご説明をさせていただいた安全対策については、業者は必ず実施をしなければならないというふうなことになりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

次のページをごらんください。仮設処理施設の詳細な配置でございます。こちらこれまでもご説明をさせていただいた内容でございますけれども、まず仮設の破碎選別施設につきましては、富岡浄化センターの北側の敷地、行政区で言うと仏浜地区になりますけれども、こちらに設置をさせていただきたいと。それから、仮設の焼却施設につきましては、渋川南側の敷地、行政区で言うと毛萱行政区になりますが、こちらに設置をさせていただきます。それから、処理残渣の保管施設でございますけれども、仮設の破碎選別施設と焼却施設で廃棄物の処理を行うことによりまして残渣が発生しますので、この両施設の近傍に処理残渣の保管施設を設置をさせていただきたいと考えております。具体的

な位置、範囲につきましては、現在、またこれからこの仮置き場用地周辺に除染で発生する土壌のようなものも仮置きをするというふうなことで予定をしておりますので、そういったほかの発生する物との仮置きの兼ね合いもございますから、細かい位置については今後調整をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、最後のページでございます。処理のスケジュールについてでございますけれども、現時点で想定しているスケジュールは以下のとおりでございます。本年10月に入札公告を開始をさせていただきました。入札公告は、11月の末、27日に入札開札をとり行う予定としておりますので、そちらの時期まで行うと。それから、業者が決定をするのは12月の頭ぐらいをめどというふうに考えております。そして、早ければ26年の1月、来年の1月を目途として実際に現場に入りまして土木工事のほうを着工させていただきたいというふうに考えております。そこから急ピッチで工事を進めまして、26年の10月を目指としまして工事を完了させ、実際の廃棄物の処理を開始したいというふうに考えております。

それから、今までに国が示しているスケジュールに合わせまして、28年の3月、27年度末を目指して廃棄物の処理の終了を目指していきたいというふうに考えております。

ただし、これは前々から申し上げてることでございますけれども、今後の施設の設置工事や除染の進捗状況、廃棄物の発生量というものが現時点で全て予測できているわけではありませんので、今後の状況によりましてはこのスケジュールというものは変更せざるを得なくなる場合がございます。

しかしながら、現段階といたしましては、この目標を目指して環境省として最大限の努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上が事業の概要でございました。先ほど本部長の高橋からもありましたけれども、これまで議会の皆様から頂戴をしたご意見、ご要望、こういったものを踏まえて私どもも今回の業務内容反映させて公告に付しております。今後もご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君）　　はい、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君）　　3ページのほうでモニタリング結果や廃棄物の処理実績というものはホームページ等で公開するということでございますが、これは環境省さんのほうのホームページになると思うのですが、町のほうとしてはその情報を町のホームページ、タブレット等に載せるような予定というものはありますでしょうか。

○委員長（渡辺英博君）　企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君）　町のホームページのほうにも載せたいと思ってございます。

ただ、リンクさせること、それから資料をいただければ町のほうのホームページにも載せることは可能ですので、そこはやっていきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 済みません、いろいろとバグフィルター、どうしても直列2段は並列2段にならなかつたのが残念なのですが、このバグフィルターのところの当然このバグフィルター、バグフィルターのところでも放射線のセシウムの濃度の管理というものは、バグフィルターごとの出口ではするのかということ1つ。

それから、処理施設の詳細で富岡の全体として、これだと北側が全然使われていないのですけれども、北側は使わなくても済むのか、それとも何か別なところに使う予定で今これあけてあるのか。それがちょっとどういうふうになっているのかお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 秋月支援チーム。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君） バグフィルターのモニタリングの件についてお答えします。

モニタリングは、放射性セシウムのモニタリングそのものは、この絵にありますように煙突に近いところで1点だけでやる予定です。バグフィルターの1と2の出口については、放射性セシウムそのものを監視するのではなくて、ばいじん濃度を監視をいたします。排ガス用のセシウムは、ほぼ100%がばいじんに吸着されておりますので、ばいじんを非常に精度よく測定できる装置がありますので、それをもってセシウムの監視にかえたいと思っております。もし最初の段のバグフィルターでフィルターが漏れるとかあるいは穴があくとかいうことがあれば、その時点でばいじんの濃度が上がりますので、そこでチェックできるというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 北側の土地の扱いについてお答えをしたいと思います。

北側の土地につきましては、仮設の焼却施設の関連の施設の用地としては使わないことを今想定しておりますけれども、一方で先ほどご説明をさせていただいたとおり、今後除染でかなり大量の土壌が発生するというふうなことを見込んでおりますので、そういった土壌の仮置き場として主には使用をさせていただくのかなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） バグフィルターの焼却灰で管理するということなのですけれども、多分この最後の、僕らが一番心配しているのは、焼却灰は当然きちんと管理されるのだと思うのですけれども

その飛灰のほう、飛んで出てしまうほうが外に出てこないかということで、一番最後のところでセシウムの監視をしていればそれで出るか出ないかはわかるとは思うのですけれども、その以前にどこかでフィルターがだめになって、それがこっち側にどんどん、どんどん出てくるようになってしまえば、何らかの修理をしなければいけないと原因を追求しなければいけないということが出てくる可能性があるので、安全に安全をし過ぎると言われるかもしれないのですけれども、僕は1回やっぱり放射能を振りまかれてしまった側からすると、やはり最終的に出ないのを確認して、最後のところは24時間のモニタリングは出でていないよという確認で、仮に出たときに途中できちっと把握してそこでとめられるというふうな考え方でちょっとやっていただけるとありがたいなというふうに思いますので、ちょっとその辺の考えをもう一回お聞かせください。

それから、最終的に28年3月で廃棄物の処理を終わるということで、今話したように、多分解体の話が出ているので、解体のものが出てくれば、これはどんどん延びるということなのですけれども、これ今居住制限地域までの話だと思うのですが、富岡町でいくと。居住制限、帰還困難区域のところの除染のいろんなものはここではないところでやるというふうに、中間処理施設でやるというふうに考えていいのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） どなたが答えますか。

秋月支援チーム。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君） では、前半の部分ですけれども、先ほどご説明しましたばいじんの濃度計ですけれども、ちょっと言葉が足りなくて申しわけありません。排ガス中のばいじんを自動的に測定する装置ですので。

よろしいでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 2点目の帰還困難区域の除染廃棄物の扱いでございますけれども、帰還困難区域の除染についてまだそこがますそもそも方針として決まっておりません。

したがいまして、それで出てくる廃棄物の処理についても、この施設で処理しないというふうなことではないかもしれませんけれども、最終的にはこの施設なのかもしれません、ちょっとそこのあたりの方針もちょっと今の段階ではまだ何とも申し上げられないところなのかなというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 我々先般の会議でいろいろ仮設処理施設の安全対策については、非常にいろんな対策を施していただいて感謝申し上げたいと思います。

それと、この仮設処理施設の詳細配置なのですが、斜線部分はわかるのですが、この斜線部分以外

のところは何かこの斜線していないということに対して何かあるのですか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） ご指摘にお答えしたいと思います。

今回この仮設処理施設の詳細配置のこの図でお示しをしておりますものは、仮設処理施設及びその関連施設の立地場所を斜線を引いているものでございます。津波被災地につきましては、全体的に仮設の処理施設とあと仮置き場の用地としてお貸しいただきたいというふうなことでこれまででもご説明をさせていただいておりますので、この図で斜線が引いていない箇所につきましては、仮置き場として使わせていただくことを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） わかりました。この件わかりましたが、この全体的な例えはこの3地区の小浜、仏浜、毛蓋のこの地区の同意はもう100%、100%まではいかないにしても、1人、2人は同意しないという人はいるでしょうけれども、この処理施設に関しては全て大体満足できる同意は得られているのかどうか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 今回仮設処理施設の事業用地として活用させていただく土地につきましては、地権者様の同意は得られている状況でございます。仮置き場全体といたしましては、毛蓋地区、仏浜地区の地権者様につきましてはほぼ100%同意は得られている状況でございまして、残る小浜地区の富岡川より北側のエリアにつきましては、現在環境省及び町役場のほうで連携をして地権者様のご意見をよくお伺いして、仮置き場とするかどうかも含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 最後に、ほぼおおむね大体この仮設処理施設に関しては同意が得られるだろうということで順調にこの工程どおり、今後のスケジュールどおり進むのかなというふうに考えておりますが、富岡町のまだ除染がまだ始まっていないと。モデル除染ぐらいなもので、本格的に川南のほうの除染に入れるのはいつごろから入られるのか、その辺をちょっとやっぱり。全然11月の後半から入れるとか、以前は10月の後半からとか、1ヶ月、1ヶ月延びてきましたので、その辺の明確な回答というものは出ないものかどうかお伺いしておきます。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えなりますか。

若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君） 富岡町川南の本格除染の進捗につきまし

て、先月から住民説明会ということで各行政区に説明を回りまして、現在同意取得というプロセスを進めているところです。この同意取得も本格除染のうちに先行実施箇所といいまして、復興に資する事業所であったりとか、そういったところの同意取得をまず現在進めております。実際に住民さんの住まれている宅地であったり農地であったりの同意取得というものがまさに今週から始まったところで、現在本町の行政区から始めておりまして、ここがある程度同意がまとまりましたら実際の工事というものは始まっています。

ですので、早くてもあと年明けにはなると思うのですけれども、何とか年度内にはその工事のほう着工していきたいというふうに目指しております。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 同意取得ということなのですが、今本町区からどうのこうのという言葉が出たのですが、実際一律に本町地区でも相当何百という戸数があるでしょうから、全体的にはいかないとまだ思うのですが、抜けないように、私も本町地区に持っているのですが、全然まだ案内も何も全然来ていないのですが、その辺の……今週から始まったということなのですが、できれば年内中に同意取得ほぼ川南の全部とまではいかないのですが、同意取得が。3分の2が終われるような進み方で進んでいかないと、また1ヶ月おくれ、1ヶ月おくれで、いつになったら終了するのかというのがわからないですから、その辺万全を期して進めていただきたいと思うのですが、その辺の点で。

最後にお願いします。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君） 現在進めていますのが本町行政区の権利者120人に対して、これも順々にご連絡をとって、その後に一人一人お宅の土地はこのような除染をしますということを説明して同意をいただくというような形になりますので、どうしてもやはり少し時間がかかるてしまうので、年内に川南全ての住民の方に連絡するというのは厳しい状況でありますけれども、環境省としましてもできるだけ早く同意を得られるように進めていきたいと考えております。

〔「要望して終わります」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） まず1点、3番委員さんの関連なのですが、帰還困難区域、これに関してはまだどういった方向で進むか決まっていないという答弁ありましたが、決まっていないではなくて、決まっているのだと私は思うのです、50ミリ以下に下がったら除染をしますよと。一番当初の考え方だと思うのです。その当初の考え方から変わった考え方一回も出てきていないと思うのです。ということは、当初の考え方で私はいいのだと思うのですが、当初の考え方だとすれば、まさにあのとおり、何年先に50ミリ以下に下がるのか。50ミリ以下には大半は下がっていると私は理解しているのですが、下がっているとすれば、本来はもう除染始まつてもらわなくては困るわけです。だから、その辺の考

えがあやふやになっているのは環境省のほうであって、我々はあなたたちから聞いていることはつきり記憶していますので、その辺のちょっと勘違いの部分あるのではないかと私思うのです。

あとは、この焼却施設は我々研修で見させてもらいました。非常に立派できれいな施設で、こういったものには問題ないのかなと思うのですが、ここで出る焼却灰。とりあえずは一時仮置きするのでしょうかが、あなたたちは一時仮置きという言葉で逃げるのでしょうかが、最終的にはどこに持っていくのか決まっているのかどうか。今騒がれているトイレなき原発といって原発問題が大きくクローズアップしているわけです。それと同じ方法をとって今から国民をめくらましていくのか。きっちり決まっているのかどうか。ちまたのうわさで聞くと、いろいろな案が出ているみたいですが、その辺もしっかりこれを建設始まるのであればきっちと答えを出すと、焼却灰の持って行き先。

あとは、これは前から町長に強く私も言っているのですが、前町長から激しく私は抵抗しているつもりなのですが、我々は何の罪もなくとも土地、うち全て投げ出して避難させられてこういう苦労しているわけです。そういう状況の中で、では復興を進めるのであれば、いろんな意味で地元を優遇してくださいと。除染もそうなのです。除染に関しても、地元企業育成のために地元に声かけいただけませんか。強く要望しているのです。これは、当然入札ですから、とった方が最終的には判断することですから、こうしろ、ああしろとは言いません。ただ、要望は幾らでもできるはずなのです。その要望に応える義務は環境省であると思うのです、私は。そういうことに除染であっても、あなたたちは応えていますか。今回の焼却炉に関しても、そういう義務はあると思うのです、例えば建設に当たって強く地元を使ってくださいよとか。私は、そういうことしていただかないのだったらやってもらう必要ないと思うのです。大手ゼネコン、日本の国の大手が土足で踏み込んで、富岡町民、富岡の企業を全部蹴散らして歩くようなやり方はしてほしくない。私は、前町長の時代から強くそれは言っているつもりです。

だけれども、いまだに色が見えてこない。その辺はどうお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君） 今いただきましたご質問のうちまず1点目の帰還困難区域の取り扱いについてですが、富岡町の除染実施計画に記したとおり、年間積算線量が50ミリシーベルト以下となる地域について除染等を実施するという形で定めておりますが、この50ミリシーベルトというものは区域再編の際に用いたそのタイミングでの線量となっておりまして、現時点では福島事務所として除染をする対象としては、そのときの線引きに沿っていますので、帰還困難区域を除く居住制限区域、避難指示解除準備区域が除染の対象というふうに考えております。

ただ、これについては、今後その帰還困難区域の取り扱いというものを現在環境省のほうでも検討しております、現在モデル除染事業というのも高線量域で実施しておりますので、そういった結果を踏まえてこれからそういうものを検討していくというような形になっています。

また、除染のほうの業者の地元への貢献というような形のご質問いただきましたけれども、こちらのほうも環境省では地元の企業を多く使うようなそういった条件で発注というようなものをしておりまして、業者を選定する際にそういった点を見て選ぶような形で入札も行っております。今回富岡町の川南の本格除染を委託しております業者さんもその点については最大限配慮するということをおっしゃっておりますので、ちょっと環境省から直接ここをこう使えということは難しいのですけれども、十分配慮した形で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君）　近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君）　委員ご指摘の2点目、焼却灰の取り扱いについてでございますけれども、こちら環境省としましては10万ベクレル超は中間貯蔵施設に、それ以下は既存の管理型処分場にというふうなことで今お願いをしている状況でございますけれども、委員ご指摘のとおり、この行き先がはっきり今決まっているのかというふうなことで言えば、決まっていないというふうな状況でございます。

環境省としてのお願いにつきましては、関連する自治体に対しましても今お願いに上がっている状況でございますけれども、現段階ではまだ決まっていないというふうなことでございます。

それから、地元の雇用のお話でございますけれども、今回の仮設処理施設に関する事業の要求水準書の中に地元の配慮についてははっきり明記をさせていただいておりますので、ちょっと今そちら読ませていただきたいと思いますけれども、まず地元事業者の利用でございます。受注者は、事業の実施に当たり、さらに採択をする場合には地元事業者を優先的に利用するよう努めると。それから、地元の雇用についてでございますけれども、受注者は業務に係る作業従事者等を雇用する場合には地元雇用を優先するよう努めると。こういった文言を記載させていただいております。こういった文言にのっとりまして環境省としましても受注者に対してできる限りの地元雇用への配慮というものをお願いしていくというふうな所存でございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君）　10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君）　はい、ありがとうございます。

50ミリ以上の場所については、当初50ミリ以下に下がったのを待って除染するということを言っていましたよね。それをあなたたちは勝手に変えていくのです。方針が決まっていない。やるかどうかわからなくなりましたよなどという報告は一回もなかったですよね。私は聞いていません、そんなことは。そうやって勝手に変えていかないでください。

ここ四、五日の間に国の方針が大きく変わりましたよね。帰れない地区も帰れない人も出てくるだろう、困難区域をあらかた指しているのかなと思うのですが。きっちとした方針を持ってあなたたちはやっているのですから、勝手に変えないでください。

そうした場合に、50ミリ以上の場所はとりあえずやらない、50ミリ以下に下がればやると。4年か

かるのか5年かかるのかわからないような状況が生まれる場所もありますよね。そういう部分は、この焼却炉で燃せなくなりますので、それはどうするのか答えてください。

あとは、焼却灰もそのとおりなのです。あなたたちは、大変なところからは逃げて、楽なところからやろうとするからそういう問題が起きるのです。当初から富岡の我々大半聞いていますけれども、富岡のエコテックに焼却灰は埋めるという話も随分流れているのです。そういうもくろみだと思うのです。それはそれで国の基準ありますから、私は反対する気はないですが、今100万ベクレルとか8,000ベクレル以下とか言っても、この郡山とか福島、そこの汚泥すら引き受け先ないです。そういう状況を踏まえたら、焼却灰山積みにしておく気なのですか、富岡町に。何でもう少し本気になってかからないのですか、そういう部分、必要な部分。その辺が私はちょっと納得いかないです。

あとは、地元の優遇にしては、まさにそういうこと入れてもらってありがたい話ですが、除染に関しても、今現実行われている除染に関しても、1企業は入っているかもしれません。だけれども、富岡町だって建設業組合だってあるし、除染のためにつくった会社なんかもあるし、そういうものを見たことがあります。ただ、あなたたちは、やれとは言えないからしようがないです、それは。その辺はどうお考えですか。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えになりますか。

若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君） まず、1点目の帰還困難区域における今後の取り扱いとそこで除染を今後やった場合に出てきたものは、ではどこで処理するのかといったご質問だったのですが、こちらのほう大変申しわけないですけれども、先ほど申し上げましたとおり、まだ帰還困難区域の今後の取り扱いというものが政府として方針というものは決められていない状況でして、それをまさにことしやっているモデル除染の結果などをもとに決めていくこうということで今検討しているところです。

ですので、そこの先のさらにでは除染する場合は何が発生して、その廃棄物をどこで処理するのかというものはちょっと今の時点では申し上げられないという段階でございます。

それと、除染のほうの地元貢献、企業の使い方といったご質問でしたけれども、ことしの4月に議会のほうに当時先行除染のほうを受注しておりました業者のほう、現在本格除染も受注しているのですけれども、者が説明しているというふうに聞いておりますが、やはり町全体の今後の復興などに資するように、たくさんの企業さんいらっしゃいますので、そういったところも活用していくというふうな方針だと私も聞いております。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 焼却灰の行き先について、本気になっていないのではないかというふうなご指摘ありました。現在もその焼却灰等の持つて行き先につきましては、環境省としても調整をさせていただいているところでございますけれども、必ず

しも本気になつていないのでないかというふうなそういう疑念を持たれるのは、私どもとしても本意ではありません。今後も本気になってといふか、最大限の努力をしてまいりたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 困難区域の方針決まっていないと。決まっているでしょうと私言っているのです。一番最初に50ミリ以下になつたら除染りますよと言つたでしょう。それから変えていいでしよう。あなたたち勝手に変えないでください。それで今回川南を一応出したわけでしょう。川北でも50ミリ以下のところはいっぱいあるのです、追加でそのうち出てくるのだとは思うのですが。だから、50ミリ以上のところは、以下になつたらやると最初国がびちっと方針を出したわけですから。それからちょっと見直しますよなどということは一言も言つてないのです。言いました。私の記憶では言つていないと思うのです。だから、勝手に変えないでください、國の方針が決まっていないなんて。だと私は思います。

あと焼却灰に関しては、かなり厳しい胸のうちはわかります。ただ、原発と同じ道をたどってほしくないと。トイレなき原発と言われて、まさにそのとおりでしょう。何でそれと同じ道たどるをするのですか。ぜひ建設して運用開始するまでは、ぜひ私は決めていただきたい。それは強く要望しておきます。

あとは地元雇用に関しても、発注元ですから、あなたたちは。強く言えば、発注元の言うこと聞かない人はいないです。それをいまだに聞いてもらえないというのは、発注元が本当に言つているのですかと私はそういう疑念持つてしまつますので、ぜひその辺は強くお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 若松専門官。

○福島環境再生事務所放射能対策課専門官（若松佳紀君） 帰還困難区域の取り扱いについて、既に最初に方針は示されているではないかというご指摘だったのですけれども、誤解があつたら大変申しわけないですけれども、一番最初に環境省のほうから、また原子力災害対策本部の区域見直しで示された方針としましては、まず3種類の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に分けられたのですが、そのときに年間線量50ミリシーベルト以上のところが帰還困難区域と、50から20のところが居住制限、20以下が避難指示解除準備区域というような形で分けられております。このうちなぜでは50で引かれたのかといいますと、その当時のモデル除染の一番最初の経験に基づいて、50ミリシーベルト以上のところは直ちに除染をしても20を下回ることが難しいだろうということで、まずは帰還困難区域の取り扱いについてはその時点では決めずに、除染をすることで20ミリシーベルトというものが見込める居住制限区域と避難指示解除準備区域において速やかに除染を実施しましょうということで決められたものです。

ですので、現在富岡町は川南のほうの工事を発注しておりますけれども、こちらだけを今計画にのせているわけではなくて、川北のほうも居住制限区域になっている箇所、つまり区域再編の際に50か

ら20ミリシーベルトとされているところについては、既に環境省の除染計画の対象地としてのっておりりますので、こちらも仮置き場が確保できれば速やかに工事のほうは発注したいと考えております。

ただ、やはり帰還困難区域というところについては、一番最初の整理ではやはりそのときには除染をすぐにはできないということで、ある程度モデル除染などを入れて、その結果を見て最終的にはこうするというそういった決定をするというような扱いになっておりましたので、まさに現在その議論が進んでいるところというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございますか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 2ページから、あそこに廃棄物の収集してきたやつを幾らまでの高さまで積むのか。それに対して、防風対策でそれはどのように考えているのか。

あと瓦れき関係の破碎も同じなのだけれども、これも何メートルまで積んで、防風対策どのようにして、破碎すれば粉じんが出る。粉じん対策もどのようにになっているのか。

あとは、一番大事なところで、津波被害で集めてくる瓦れき類関係。知つてのとおりまだ6名の不明者いますので、それを頭に置いた状態で津波の集積しているやつをどのような手当てでこの場所まで持ってくるのか。

それと、先ほど10番委員も言っていたのだけれども、処理残渣、これは焼却灰の大体概算幾らぐらいの濃度出るのか。仮にフレコンバック1本当たり大体平均的に幾らぐらいの数値が出るのか予測していると思いますので、わかれば教えてください。

○委員長（渡辺英博君） どなたがお答えなりますか。

近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） まず、廃棄物の積み上げの高さ、それから粉じん対策のようなもの、これについてでございますけれども、今廃棄物のガイドラインの中で、可燃物は2メートル程度、不燃物は5メートル程度というその積み上げの高さの目安みたいなものも示しておりますので、そういうものを参考にしていくのかなというふうに考えております。具体的な積み上げ高さというものは、現場の状況にもこれはよりりますので、今の段階でこれというふうに決まっているものではありません。

次に、粉じん対策でございますけれども、例えば焼却灰のような放射性物質が濃縮したようなものについては、皆様にも相馬の焼却炉でご確認をいただいたかと思いますけれども、直接フレキシブルコンテナの中に封入いたしまして、さらにテントハウスのようなものを建てて、そこに保管をしていきたいというふうに考えております。

それから、津波瓦れきの、まだ行方不明の方いらっしゃるというふうなご指摘。これは、私どももよく認識しているところでございますので、まず今集積がされている山がございますが、あの山を崩すときに、これはどういうやり方にするのかというのはよく検討しなければなりませんけれども、

できる限り丁寧に崩しつつ、行方不明者の方がまだいらっしゃらないかというふうなこともあわせて丁寧に搜索をして少しづつ崩していくと。確認をさせていただいた後にそれを改めて可燃、不燃に分けてこちらのほうに運び込んでいくことになるのかなというふうに考えてございます。

それから、処理後の残渣の放射能濃度でございますけれども、こちら済みません、今の段階でちょっと想定をしているものではありません。恐らく焼却前の廃棄物の放射能濃度によるのかと思いますけれども、その焼却前の廃棄物の濃度もこれはかなり例えば除染で出る廃棄物と今回収をさせていただいている片づけのごみのようなものでかなり違ってくるものですから、そういう焼却前の濃度によっても処理後の残渣の放射能濃度は大きく違ってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 粉じんイコールセシウム飛散につながるわけだから、ましてや風が一番強い海っぱたもあるし、そこら辺は本当から言えば事前調査環境省さんのほうでしておくのが本当なのだけれども。

あとは、沿岸部でかなりやられているもので、フレコンバックの残渣濃度が何ぼになるのかと聞いたのは、まかり万が一仮置き場に置いていて津波が発生してもまれて拡散するということになれば、漁業者の問題もまた起きるし、陸地の分も起きるし、そうなってぐると今後の富岡町の復興ばかりではなく、今からやっていく大熊、双葉、浪江、みんな関係してくる。

とにかく相馬で立派なプラント見てきてても、燃やしたり破碎するプラントはどこにもあるのだ。富岡では、セシウム、放射線かぶっている分をやるのだから、それを頭に置いて業者選定も、ヒアリングなんかは終わっていると思うのだけれども、選定してもらわないと、ましてや沿岸だから、夏場なんかは自然発火のおそれがあって、ない保証はないわけだし、ちょっと面倒くさい場所を選定して機械今から回してやっていくわけだから、前もって前もってやらないと受注した企業、プラントメーカーさんのほうは自分のつくっているプラント、4番か、これ。これに類似するようなプラントつくるのでしょうかけれども、処理能力とかそのことしか考えなくて、富岡町の実情に合ったプラントの運営管理方式は簡単にいかないと思うのです。ましてやこれ24時間焼却するようになっているのだけれども、安全対策ひとつここで聞かせて。安全対策、仮に夜夜中突風吹いて火種が木くずに燃え移ったりしたときに、ここまで予測しての安全管理、環境省のほうでは考えているのか、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 今委員ご指摘いただいた廃棄物に放射性物質が相馬なんかよりも高濃度で付着しているというのはそのとおりだと思いますので、そういうことも踏まえて、例えばきちんと電離放射線障害防止規則を遵守するとか、そういうふうなことは要求水準書上も明記をしておりますし、きちんと業者が対応をしているかということも環

境省として確認はしなければならないと思います。

夜中に限らず、仮置き場の木くずに火種が燃え移ったらどうするのかというふうなことは、そういうことについて逐一実は要求水準書で明記をしているわけではございませんけれども、当然のこととしてそれは仮置き場に置かれている廃棄物の防火対策というものは業者に工事をさせることになるのかなというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 最後ですので、お願ひしておきます。

とにかく放射能が付着したやつを燃やしたり破碎するわけですから、県のほうが粉じんとか飛べば必ず風があれば風下に飛散する。陸地に来れば、今から戻って農地関係、住もうとしている町民に多大な迷惑をこれ以上かける。海に向かえば向かったで漁業者の迷惑。そのところをよく飛散防止を徹底した運営方法を考えて指示してもらわないと、だろうでやっているととんでもないことになる。もう一回言っておきますけれども、相馬とは富岡のものは何が違う、放射線。そのことだけは頭から離さないでください。

お願ひします。終わります。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） まず1つは、帰還困難区域の除染は先の話ですから別ですけれども、ただ困難区域の生活ごみ、これはこの施設で燃しますよね。ということが1つ。

それから、関連法令に基づく排出基準を遵守しますと。この基準幾らなのかということ。

それから、排ガスの放射性セシウムを連続監視するということで、このデータはどのような媒体でどの程度の期間保存するのか。

その3点確認します。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） まず、1点目についてお答えをしたいと思います。

帰還困難区域で現在回収を片づけのごみについてはさせていただいておりますけれども、そちらのごみについてもこの仮設処理施設で焼却処理することを予定しております。

○委員長（渡辺英博君） 秋月支援チーム。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君） 排ガスの基準値ですけれども、放射能につきましては特措法で環境中の基準というものは決まっておりますけれども、その約半分ぐらいのところ、ガイドラインで言っているところの測定限界、セシウム134と137合わせて8ベクレルパー立方メートルですけれども、それを排ガス中の基準値にするように要求水準としては出しております。その他ばいじんですか塩化水素ですか、そういった大気汚染防止法で規定されている基準値についてはそのとおりの数字を基準値しております。

もう一点、データの保存の方法ですけれども、今のところコンピューターで保存をしてもらって、それを毎月紙ベースと電子メール等で環境省のほうに送ってもらうような形になっておりますけれども、最終的に業務が終わった段階でそういうものを全てCDなりに焼きつけた形で環境省のほうで保管すると。保管期間については、今のところまだ詳細には決まっておりません。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） 焼却ごみの件はわかりました。

それで、排出基準でセシウム分の8ベクレルというものはわかりました。ただ、塩分を含んだものを燃しますので、塩素のほうの基準というか濃度、これも大分気になるのですが、その辺もですから基準が幾らではなくて、数値で幾らと教えてほしいのです。

それから、この連続監視したその排ガスのセシウムの濃度ですか、これいつまで保存するかわからない、事業が終わりましたから捨てました、後ほど問題あったときにもうデータはありませんなどと言われたのではかなわないで、今はまさにこれからつくって燃そうというときに、現時点でその方法が決まっていないというのはちょっと理解できないので、もう一度お願いします。

○委員長（渡辺英博君） 秋月支援チーム。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君） 済みません、排ガスの基準値ですけれども、ばいじんにつきましては1立方メートル当たり0.04グラム以下、それから先ほど塩素のお話ありましたけれども、塩化水素として1立方メートル当たり700ミリグラム。ただし、これにつきましては生活環境影響調査をしていただいて、この濃度では多分短期、1時間の平均値ですけれども、が環境基準を超えるおそれがありますので、生活環境影響調査をした上で短期濃度が生活環境の基準を超えないように業者において基準値を改めて設定していただく予定です。実際には、相馬の場合はこれの半分ぐらいの数字で出しているだけですけれども、富岡の場合、炉の形式であるとか排ガス量であるとか、そのあたり加味しまして、幾つになるかはちょっと実際に設計してみないとわからないという状況であります。

それから、硫黄酸化物につきましては、K値規制というものがありまして、K値17.5以下ということになっております。窒素酸化物が250ppm以下、ダイオキシン類が1立方メートル0.17ナノグラム以下というのが大気汚染防止法に関する基準値です。このほか福島県の環境に関する条例がありまして、それに基づきましてカドミウムが1立方メートル1ミリグラム以下、弗素が10ミリグラム以下、鉛が10ミリグラム以下、銅も同じく10ミリグラム以下、亜鉛は10ミリグラム以下、シアンが1ミリグラム以下、水銀が1ミリグラム以下、砒素が1ミリグラム以下、クロムが1ミリグラム以下というふうに基準を設定してございます。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） データの保存についてでございますけれども、こちら放射性物質の特措法上で記録の保存期間が定められています。ちょっと

済みません、今手元に資料がありませんので、後ほどお調べして事務局のほうにお返しをさせていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 議長。

○議長（塙野芳美君） あらかたわかりました。

ただ、塩素が一番心配です。これ今回塩分を含んでいるということと同時にもう一つ考えられるのが家庭用の片づけごみですか、この中にも塩素系のものが入っていることが十分考えられるというか、あると思うのです、実際。ですから、この辺もうちょとしつかり押さえてもらわないと、塩素も怖いですから、放射能も怖いけれども。その辺はぜひ、今答えられないのはやむを得ないですけれども、できるだけ早く、メーカー任せではなくて、環境省なのですから、ぜひでは後で書いたものでも事務局のほうに届けてください。よろしいですか。

○委員長（渡辺英博君） 秋月支援チーム。

○現地災害対策本部福島県内支援チーム（秋月祐司君） 塩素の件なのですけれども、通常のごみ焼却施設で排ガス中の塩化水素濃度というものは、バグフィルターで処理する前の段階で大体今だと300ミリから500ミリグラムぐらいだと思います。今回は、委員ご指摘のように塩素の入っているもののがかなりあるのではないかと。特にフレキシブルコンテナが塩化ビニールでできているものもあるというふうに聞いておりますので、そういうものが入ってきててもいいようにバグフィルターの入り口の塩化水素濃度が1立方メートル当たり2,500ミリグラムでもきちんと基準に対応できるような装置をつけるようにというふうに要求水準に出しておりますので、700という数字よりももっと小さいところで基準値が動き出すと思いますけれども、それは確実に達成できるというふうに考えております。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「関連なんんですけど」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 9番委員に答弁したちょっと課長補佐からの答弁なのですが、津波瓦れきに遺体がまざっていないかという心配があるような話ありましたよね。私ちょっとおかしいのではないかと思うのです。今まで遺体捜査が終わっていないということで、かなり地元ではびりびりしております。それで、遺体捜査すればいいだろう、細かく何回もすればいいだろうと思っていたのですが、そういう考え方あったのかと思って今不思議に思ったのですが。

といいますのは、あの津波瓦れきに関しては、津波の前に山積みにしたわけではなくて、まさに津波瓦れきですので、津波にやられたものを山積みにしたのですよね。それは、きっと業者さんが入って機械で集めたりダンプで運んだりしてあそこに集積したのですよね。そのときに遺体もまざっていたかもしれないという不安あるのですか。そんなでたらめなことやっているのですか。

○委員長（渡辺英博君） 近藤課長補佐。

○福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策課課長補佐（近藤慎吾君） 私が申し上げたのは、そういうことではありませんで、ちょっと震災当初のことは、あの集積は環境省の事業の中でやったものではありませんので、よくこちらで把握しているわけではございませんけれども、あくまでその当初の集積の際に行方不明者の搜索も当然されていると思いますが、依然としてそれで見つけられなかつた方もいらっしゃるかもしれないということで、念のために私どもでその山を崩す際にも丁寧にやりたいというふうなことを申し上げたということでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 課長補佐の言っているのがいいとか悪いとかではなくて、国のほうではそういうでたらめなことやっているのですか。

瓦れき集積したのは、きっと自衛隊さんも来たと聞いていますが、全部国の命令で来たのですよね、環境省さんがやったやらないにかかわらず。そのときに人の遺体あってもさみで積んで全部山積みにしたという考え方になってしまふのかなと私は……いや、環境省さんは念には念を入れてという考え方わからります。

だけれども、きっと前積み上げた期間にきっと確認すれば99%は納得するような答えは出てきますよね。だから、私その辺がちょっと不思議でしようがない部分があるのですが、まずきっと確認しながら山積みにするなり何なり、ダンプに積み込んで持ってくる何なりしていれば、まず万が一間違っても遺体なんか入っていることは私はあり得ないと思うし、そんなことは絶対あってはいけないと思いますので、ぜひその辺の答えもらうと言っても答えもらえませんね。そういう話になつているとすれば私はおかしいのかなと思うのです。

[「9番」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） 関連ですか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 私が津波瓦れきの云々と言ったのは、皆さんも現状わかっていると思うけれども、五体満足の体で残っている人もいれば、腕が千切れたり足が千切れたりいろんな人がいる仮定で話をして丁寧にもう一度見てくださいというお願いを環境省さんにしたのです。そういうことですから、誤解しないでください。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） この件は、10番さん答弁求めますか、よろしいですか。

○10番（渡辺三男君） いや、いいです、考え方ですので。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○委員長（渡辺英博君） なければ、以上で仮設焼却所についてを終了いたします。

高橋本部長初め、説明いただきました皆さんには大変お疲れさまでした。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時27分)

再 開 (午後 2時40分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2、東京電力（株）福島第二原子力発電所の今後の方向性についてを議題といたします。

前回の委員会におきまして議長より経過説明がございましたので、直ちに質疑に入ります。ご意見ございませんか。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） では、議長。

○議長（塙野芳美君） 今の委員長の説明だとちょっと理解しづらい人がいるので、第二原子力発電所を含めた全基廃炉の件、前回もんでもらった。これは、ですから雇用の問題とこの廃炉の問題は別に分けて考えて、それでできるだけ12月の議会で意見書の採決をしていただきたいということに対してのご意見を賜っていただきたいのです。

よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） ただいま議長から説明がございましたので、委員の方のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見ございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 第二原発の再稼働について、私個人の意見を述べさせていただきます。

最近小泉総理が脱原発ということで原発ゼロということを主張しています。その理由の中に、やはりトイレなきマンション、最終処分場がまだ決まらないままに運転していると。これは、もうそろそろやめましょうと。それで、核燃サイクルということで、高速増殖炉もんじゅ、あとは六ヶ所村の中間貯蔵、これは高レベル放射性廃棄物とガラスの固形化、アクティブ試験、これも成功していません。

今まで原発行政というものは、もう見切り発車、技術的に確立されていない。それに高レベル放射性廃棄物の最終処分場も決まっていない。こういったことで、利益を先取りしてリスクを後回しにしたやり方をずっとやってきた。当地においては、絶対安全だと、万が一にもないのだと、そういう説明で住民も協力をしてきた。確かに雇用も大切だと思いますけれども、私は住民の健康のほうが雇用よりはもっともっと大切ではないかと。

そういうことを考えた場合に、私の個人的な意見としては、原発再稼働は絶対に認めるべきではない。ここでもう再生可能エネルギー、もう原発に頼らないエネルギー政策、といった方向に転換していくべきだと思います。これ私の意見です。

○委員長（渡辺英博君） そのほか意見ございませんか。

別な立場の方もご意見あればどしどしお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） それでは、ご承知のとおり当富岡町は原子力と何十年も共存してきました。また原発事故という現状も踏まえまして、これは大変重要な案件でございますので、次回の委員会で廃炉に向けての方向性を出したいと思いますので、今回は継続審議ということでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、付議事件3、その他を議題といたします。

執行部の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、付議事件、その他を終了いたします。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時44分)